

第2次観音寺市男女共同参画計画 後期計画（案）

（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

令和6（2024）年1月

香川県 観音寺市

～ 目 次 ～

第1章 計画の趣旨と社会的背景-----	1
[1] 社会的背景-----	1
[2] 計画策定の趣旨-----	1
[3] 男女共同参画社会の定義について-----	2
[4] 男女共同参画に関する社会の動き-----	3
第2章 計画の概要-----	6
[1] 計画の位置付け-----	6
[2] 計画の期間-----	7
[3] プランの策定体制-----	7
第3章 男女共同参画を取り巻く現状-----	8
[1] 人口・世帯等の現状-----	8
[2] 就労の状況-----	14
[3] 教育・保育の状況-----	18
[4] 政策・方針決定過程における女性の現状-----	19
[5] 目標指標の進捗状況-----	20
第4章 アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題-----	23
[1] 人権意識の啓発について-----	23
[2] 男女共同参画の意識づくりについて-----	24
[3] 男女共同参画に関する教育・学習の推進について-----	25
[4] 政策・方針決定過程への女性の参画拡大について-----	26
[5] 職場における男女共同参画の推進について-----	28
[6] 仕事と家事・育児・介護等の両立について-----	29
[7] 地域社会における男女共同参画の推進について-----	30
[8] あらゆる暴力を許さない体制づくりについて-----	31
第5章 本計画の基本的な考え方-----	33
[1] 基本理念と基本目標-----	33
[2] 計画の体系-----	34
第6章 計画の内容-----	35
基本施策1 人権を尊重する意識づくり-----	35
基本施策2 男女共同参画の意識づくり-----	37
基本施策3 男女共同参画に関する教育・学習の推進-----	38
基本施策4 政策・方針決定過程における女性活躍の促進-----	39
基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進-----	40
基本施策6 誰もが働きやすい職場づくり-----	42

基本施策7	共に参画する地域づくり	43
基本施策8	あらゆる暴力の根絶（観音寺市DV防止基本計画）	44
基本施策9	誰もが安心できる地域福祉と健康づくりの推進	46
	数値目標	49
第7章	計画の推進にあたって	50
	〔1〕計画の周知	50
	〔2〕庁内推進体制の充実	50
	〔3〕観音寺市男女共同参画推進会議の意見の反映	50
	〔4〕計画の進行管理	50
資料編		51
	〔1〕観音寺市男女共同参画推進会議規則	51
	〔2〕観音寺市男女共同参画推進本部設置要綱	52
	〔3〕観音寺市男女共同参画推進会議委員名簿	54
	〔4〕策定経過	55
	〔5〕香川県男女共同参画推進条例	56
	〔6〕男女共同参画社会基本法	59
	〔7〕DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	62
	〔8〕女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	71
	〔9〕用語解説	79

第1章 計画の趣旨と社会的背景

[1] 社会的背景

近年、我が国においては、出生数の減少や高齢化の進行を背景として、総人口は減少局面に入っており、地域の過疎化や国内消費の減少、社会保障費の増加、労働力人口の減少など、社会に様々な影響を及ぼしています。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の日常生活や経済活動にも大きな影響を与えてきました。

一方で、ICT（情報通信技術）の進化をはじめ、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展など、先端技術の急速な拡大は、産業や働き方に大きな変革をもたらそうとしています。

国においては「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の改正や「女性版骨太の方針2023」の策定など、社会の持続的な発展のために、女性の活躍を推進していくことは、重要な政策課題として位置付けられています。しかし、企業や地域社会における方針・決定過程に就く女性の割合は依然として低く、結婚や妊娠、出産といったライフステージの転機における退職の慣行など、働く女性の力が十分に生かされていない現状があります。

男女共同参画の取組にあたっては、結婚、出産、子育てを行いやすい環境づくりをはじめ、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きることができ、多様性を認め合う社会の実現に向けて、一人一人が生きがいを持って社会で活躍できる、持続可能なまちづくりが求められています。

[2] 計画策定の趣旨

本市においては「だれもがともに認め合い、ともに支え合うまち」を目指して、平成31（2019）年3月に「男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）」の規定に基づく市町村男女共同参画計画として「第2次観音寺市男女共同参画計画」（以下「現行計画」という。）を策定しました。

現行計画は令和元（2019）年度から令和10（2028）年度を計画期間としており、そのうち令和元（2019）年度から令和5（2023）年度を「前期計画」として位置付けています。

この度、現行計画の中間年度となる令和5（2023）年度に、これまでの取組の評価を行うとともに、社会情勢の変化や本市の現状を踏まえて「第2次観音寺市男女共同参画計画（後期計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、社会経済情勢の変化や国、県の動向、本市の地域特性等を踏まえ、さらに、多様性を認め合う社会の実現に向けた視点をはじめ、女性活躍の視点を充実させた計画として策定します。

[3] 男女共同参画社会の定義について

本計画の根拠法である「男女共同参画社会基本法」第2条では、男女共同参画社会の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しており、その考え方にに基づき、国や地方公共団体及び国民の役割が示されています。

本計画は、この「男女共同参画社会基本法」に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な取組の方向と具体的な施策を示す計画であり、本市の各行政分野において、男女共同参画の視点が積極的に生かされるよう、分野横断的な取組を進めます。

【 「男女共同参画社会基本法」に規定する男女共同参画社会の定義 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

[4] 男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

持続可能な世界を実現するための国際目標（SDGs）のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」は本計画に深く関連しています。

SDGs アジェンダでは「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント※1を達成すること」を目指し、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的にもなっています。

一方、令和5（2023）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※2」では、我が国は146か国中125位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。

特に「政治」や「経済活動」の分野における男女間格差が大きく、取り組むべき課題は依然として多いと考えられます。



【ジェンダー・ギャップ指数】

(146か国中の順位)	総合スコア	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与
アイスランド(1位)	0.912	0.796	0.991	0.961	0.901
ノルウェー(2位)	0.879	0.800	0.989	0.961	0.765
フィンランド(3位)	0.863	0.783	1.000	0.970	0.700
↓					
英国(15位)	0.792	0.731	0.999	0.965	0.472
↓					
米国(43位)	0.748	0.780	0.995	0.970	0.248
↓					
韓国(105位)	0.680	0.597	0.977	0.976	0.169
↓					
中国(107位)	0.678	0.727	0.935	0.937	0.114
↓					
日本(125位)	0.647	0.561	0.997	0.973	0.057

資料:Global Gender Gap Report 2023

※1【エンパワーメント】自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

※2【ジェンダー・ギャップ指数】スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

この計画においては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として次の4つの方針を掲げ、その実現を通じて「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることをしています。

【 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

-
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
-

(2) 女性版骨太の方針 2023の策定

内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において、令和5(2023)年6月に「女性版骨太の方針 2023(女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023)」が策定されました。

この方針では、企業における女性登用の加速化をはじめ、女性起業家の育成、男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消、女性デジタル人材[※]の育成や配偶者等からの暴力への対策の強化に加え、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方など、女性の人生と家族の姿の多様化などを背景に、国の「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行するために、重点的に取り組む事項を定めています。

【 女性活躍・男女共同参画の重点方針の取組体系 】

-
- I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて
 - II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
 - III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
 - IV 女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)
-

※ ICT(情報通信技術)等のデジタル技術を活用し、地域課題の解決に向けて、より高度な技術を身に付けた女性のIT技術者のこと。

3 香川県の動き

香川県においては、令和3（2021）年10月に「第4次男女共同参画プラン」が策定されました。

この計画では三つの基本目標と13の重点目標を掲げるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

【 第4次かがわ男女共同参画プランの施策体系 】

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

- 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し
- 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 3 国際的視点に立った男女共同参画の推進

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における女性の活躍の推進

- 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現
- 6 働く場における女性の活躍推進
- 7 農林水産業における男女共同参画の推進
- 8 地域における男女共同参画の推進
- 9 科学技術・学術における男女共同参画の推進

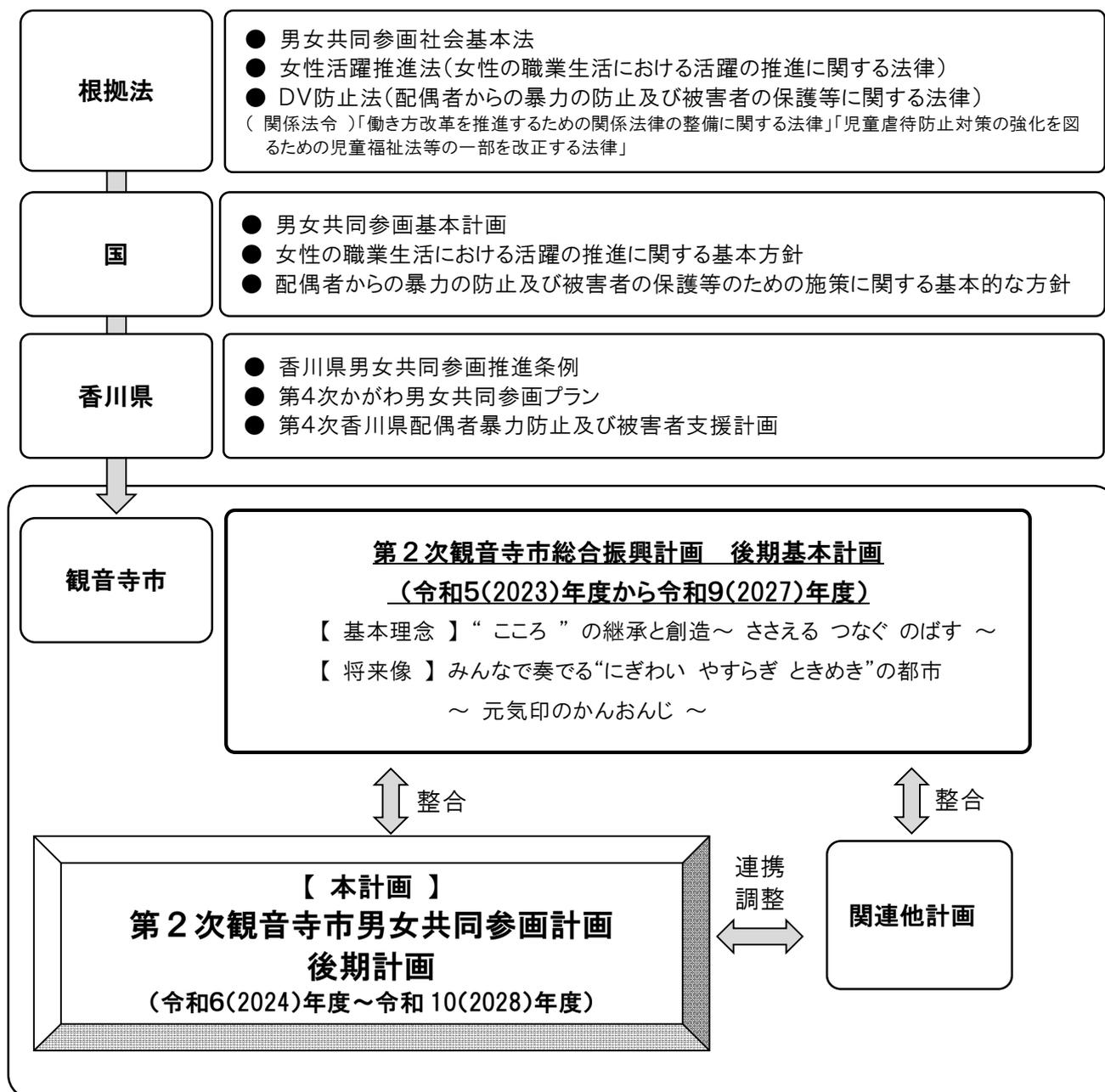
【基本目標Ⅲ】 安全・安心に暮らせる社会の実現

- 10 防災における男女共同参画の推進
- 11 女性へのあらゆる暴力の根絶
- 12 生涯を通じた健康支援
- 13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

第2章 計画の概要

[1] 計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村男女共同参画計画」であるとともに「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の規定に基づく「市町村基本計画」及び「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の規定に基づく「市町村推進計画」を包含します。



[2] 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

[3] プランの策定体制

1 策定体制

- ・ アンケート調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意見を把握
- ・ 各種団体や組織の関係者などから構成される「観音寺市男女共同参画推進会議」における、本計画の内容についての審議、検討
- ・ パブリックコメント（意見公募）による幅広い意見の募集

2 各種調査の実施概要

計画の策定にあたり、本市在住の18歳以上の市民及び関係団体等を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	観音寺市 男女共同参画に関する 市民アンケート調査	観音寺市 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送配布～郵送回収及び インターネットによる回答	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和5(2023)年2月	令和5(2023)年2月
有効回収数／配布数（回収率）	752*人／2,300人（32.7%）	42件／100件（42.0%）

※ インターネットによる回答 177件を含む。

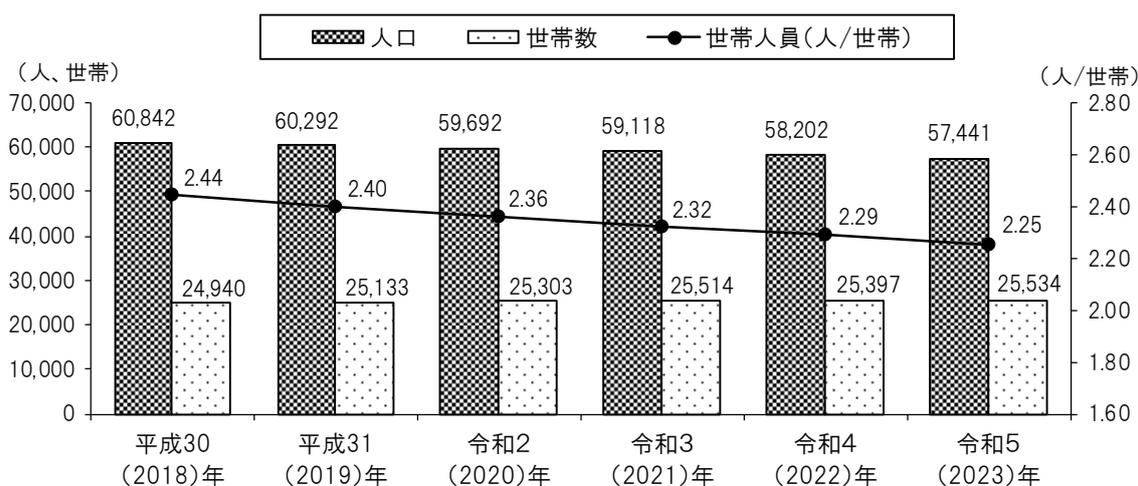
第3章 男女共同参画を取り巻く現状

[1] 人口・世帯等の現状

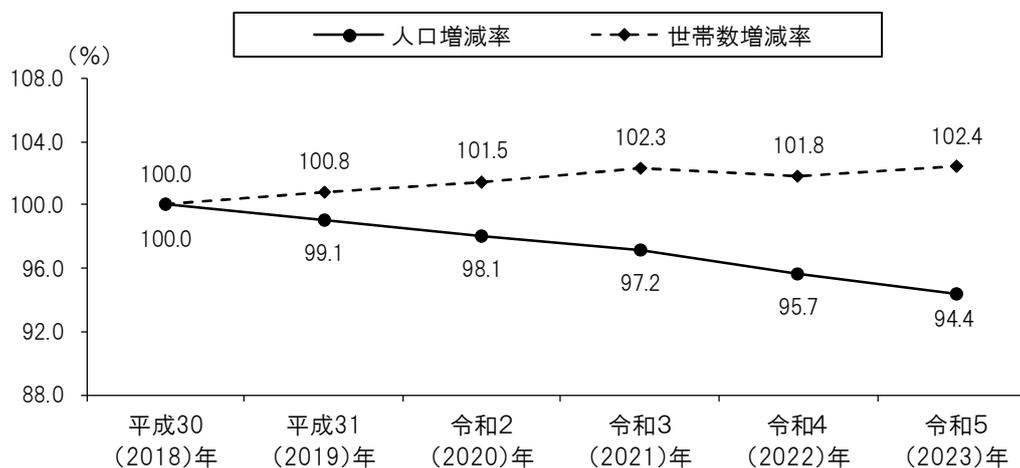
1 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和5（2023）年4月現在 57,441 人であり、平成30（2018）年から減少しています。世帯数は、緩やかな増加で推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の2.44人から令和5（2023）年で2.25人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和3（2021）年では、合計760人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

（単位：人）

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
令和元(2019)年	418	856	-438	1,766	1,827	-61	-499
令和2(2020)年	334	876	-542	1,516	1,682	-166	-708
令和3(2021)年	372	845	-473	1,406	1,693	-287	-760

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

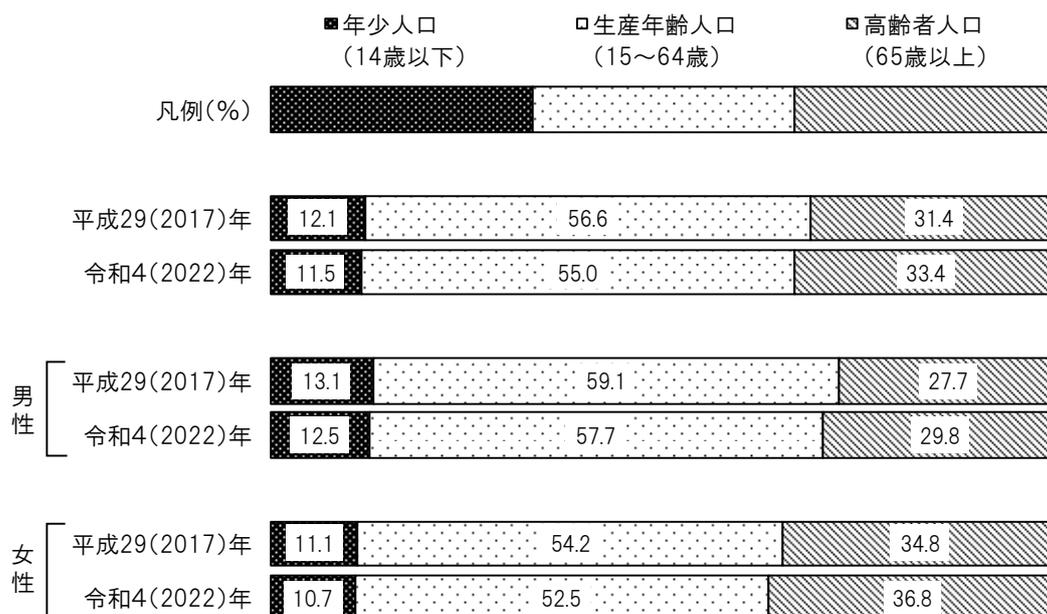
資料：香川県人口移動調査

3 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、令和4（2022）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が11.5%、「生産年齢人口（15～64歳）」が55.0%、「高齢者人口（65歳以上）」が33.4%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29（2017）年の31.4%から令和4（2022）年で33.4%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

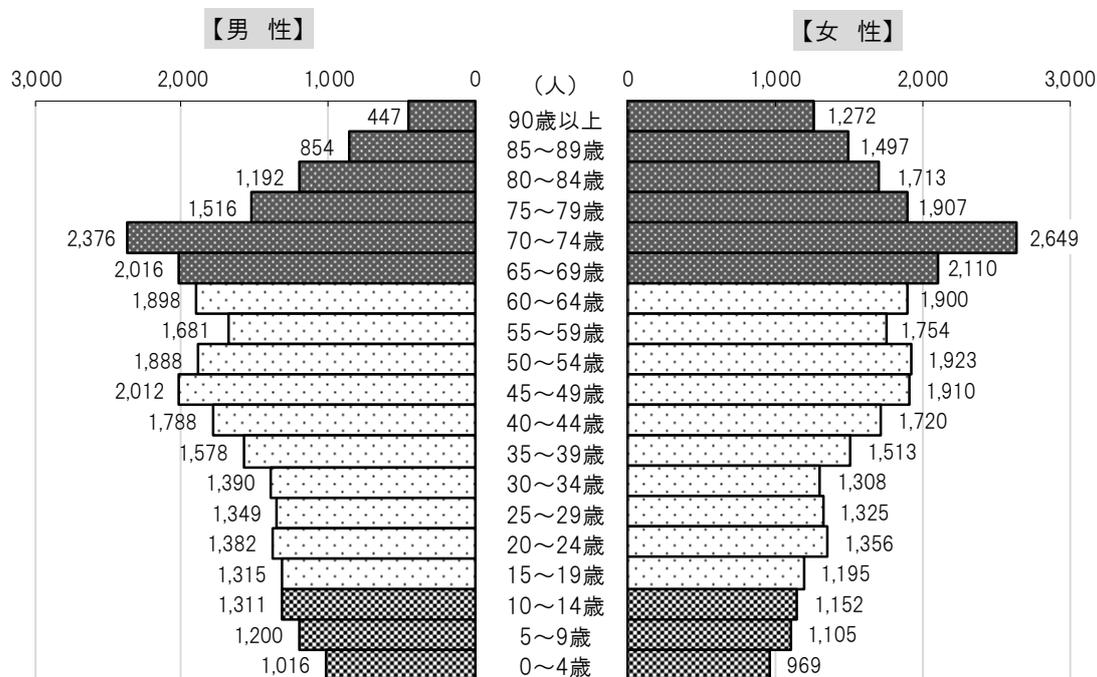
【 年齢別人口構成比 】



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド） 】

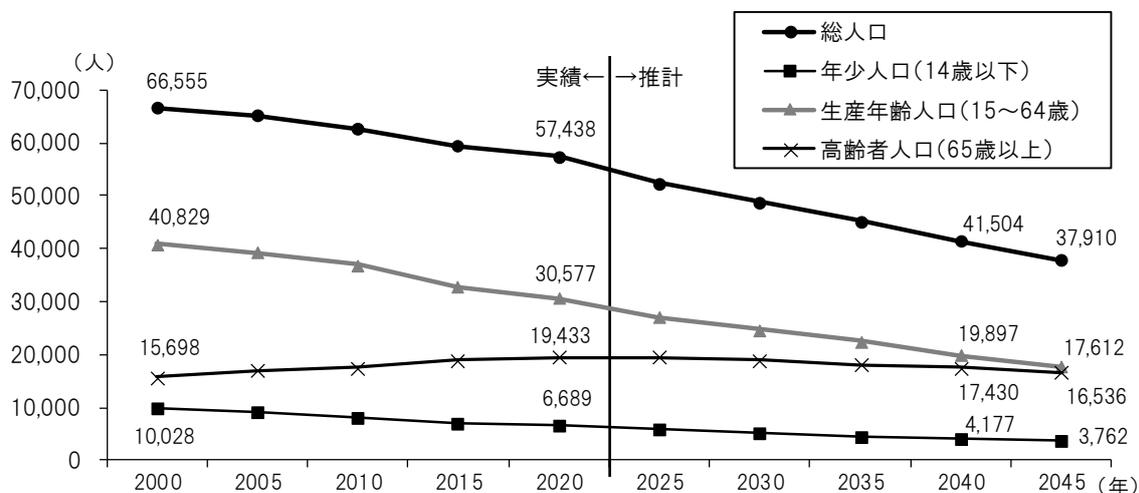


資料：住民基本台帳(令和4(2022)年1月1日現在)

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、年少人口及び高齢者人口は、緩やかな減少で推移しています。

【 将来推計人口 】



注：平成 17(2005)年以前は合併前の人口を合算

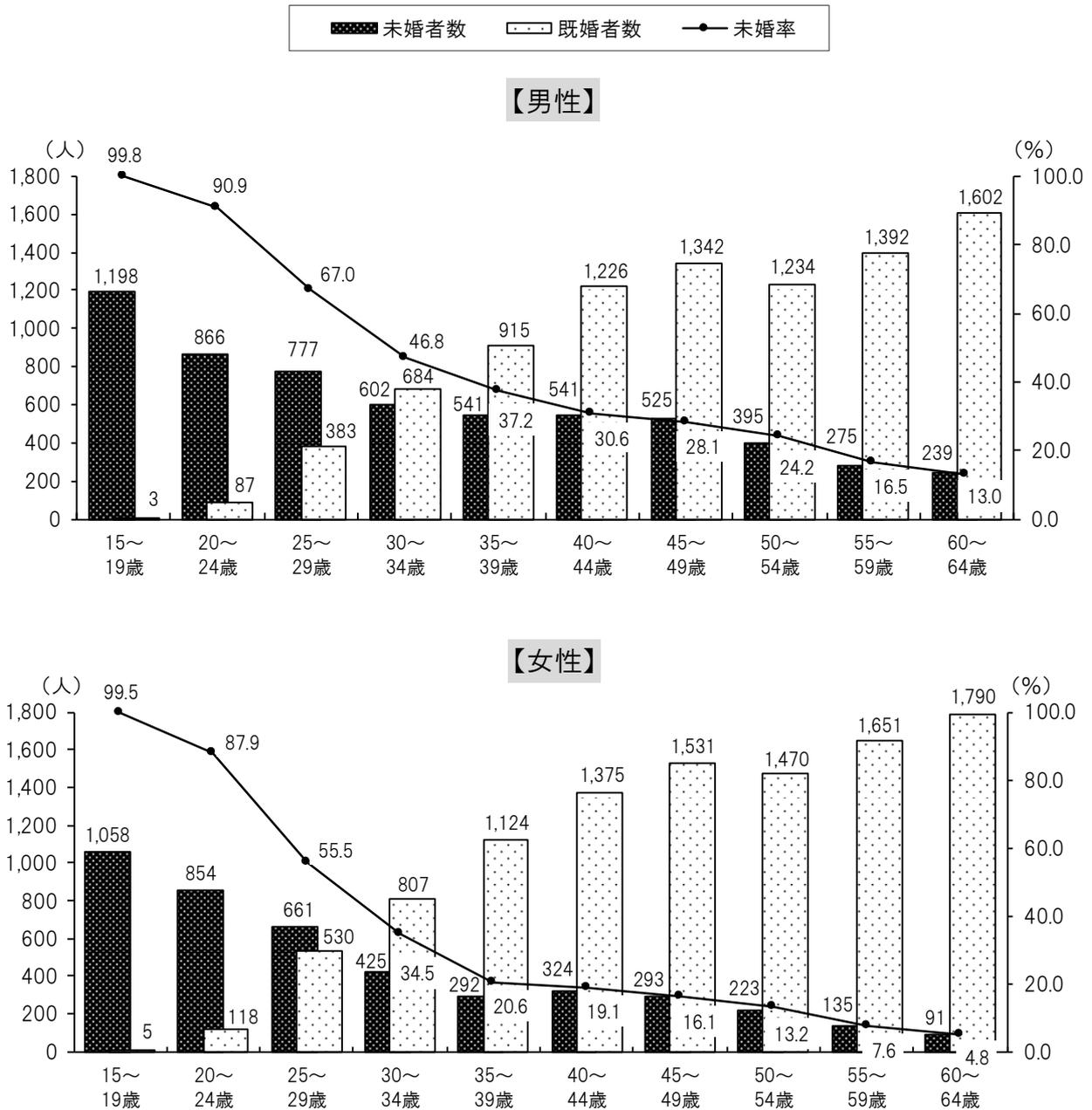
資料：平成 12(2000)年～令和2(2020)年は国勢調査

令和7(2025)年以降は国立社会保障人口問題研究所(平成 30(2018)年推計)

4 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

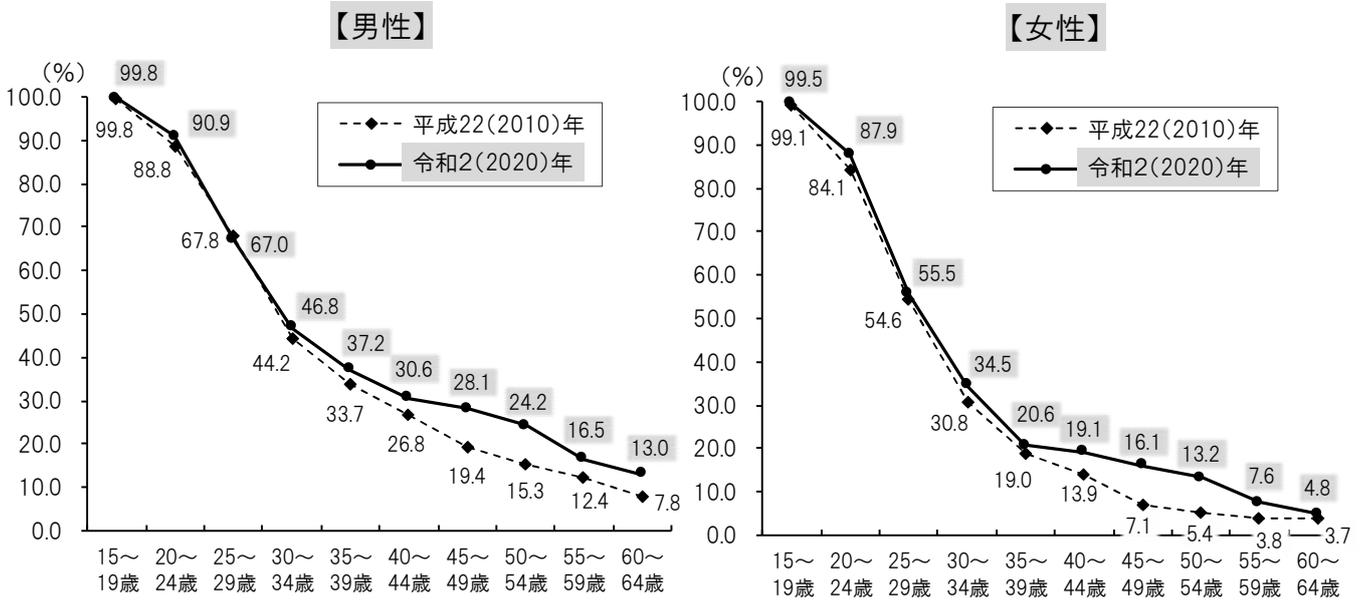
【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



資料：国勢調査(令和2(2020)年)

令和2（2020）年における本市の未婚率は、平成22（2010）年に比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】



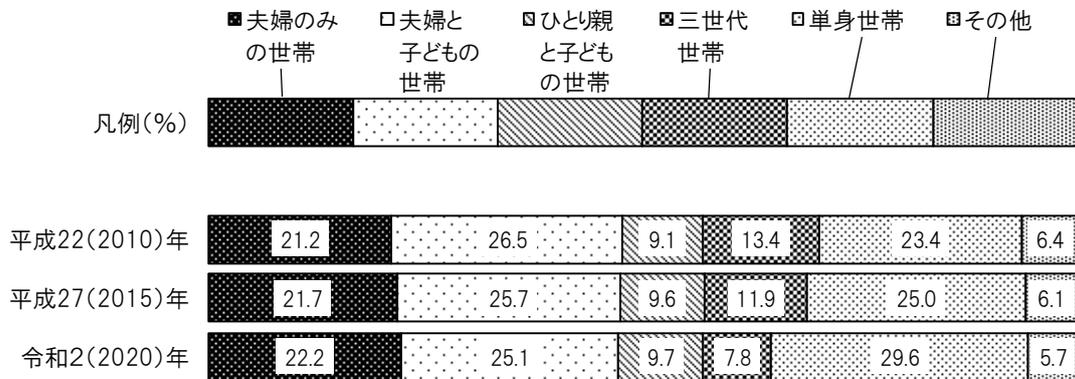
資料：国勢調査

7 世帯構成の推移

世帯構成について、平成22（2010）年から令和2（2020）年までの推移で見ると、「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

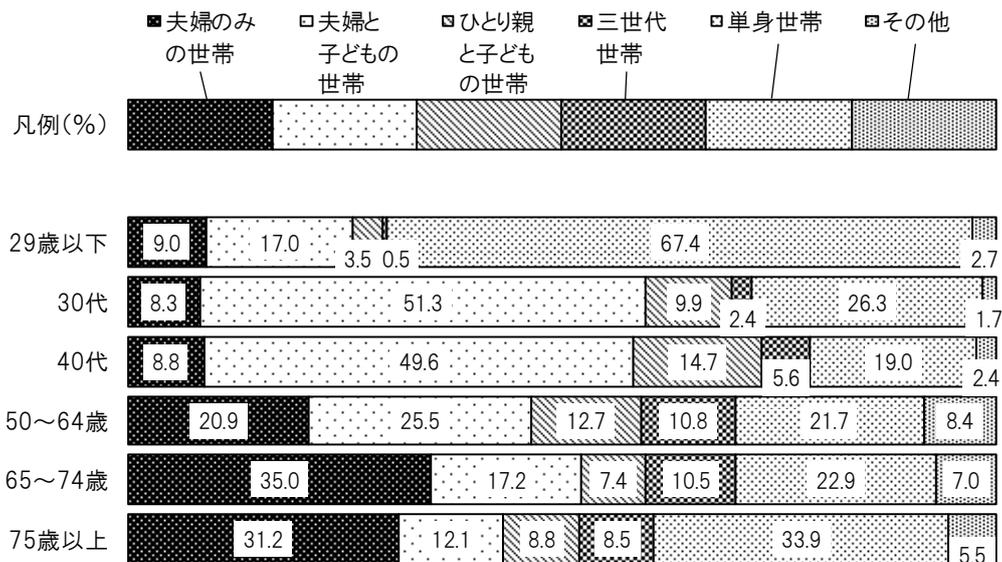
また、年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下及び75歳以上で「単身世帯」の割合がそれぞれ高くなっています。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料:国勢調査(令和2(2020)年)

8 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では303世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	406	350	303
母子世帯数	368(90.6%)	317(90.6%)	263(86.8%)
父子世帯数	38(9.4%)	33(9.4%)	40(13.2%)

資料:国勢調査

9 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【 高齢者世帯数の推移 】

	平成 27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	21,896	100.0	22,902	100.0	4.6
65歳以上の高齢者のいる世帯	11,904	54.4	11,925	52.1	0.2
高齢者単身世帯	2,634	12.0	2,933	12.8	11.4
高齢者夫婦世帯	2,659	12.1	2,974	13.0	11.8
高齢者同居世帯	6,611	30.2	6,018	26.3	-9.0

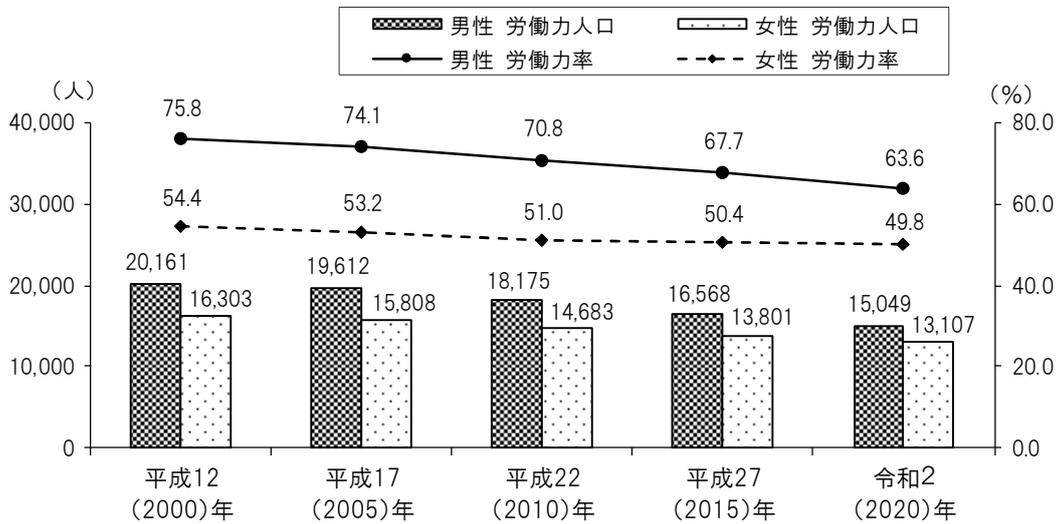
資料:国勢調査

[2] 就労の状況

1 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。男性の労働力率は、減少で推移していますが、女性はおおむね横ばいで推移しています。

【 労働力人口・労働力率の推移 】

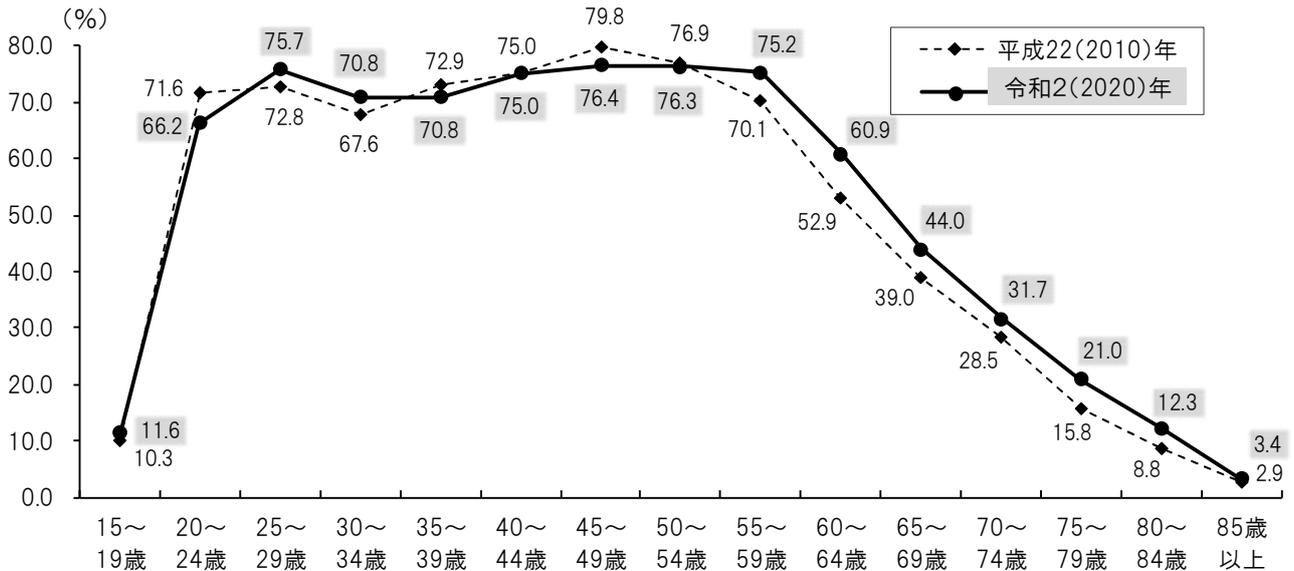


注:平成 17(2005)年以前は合併前の労働力人口を合算
資料:国勢調査

2 就業率

令和2（2020）年における本市の女性の就業率をみると、平成22（2010）年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成22（2010）年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2（2020）年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

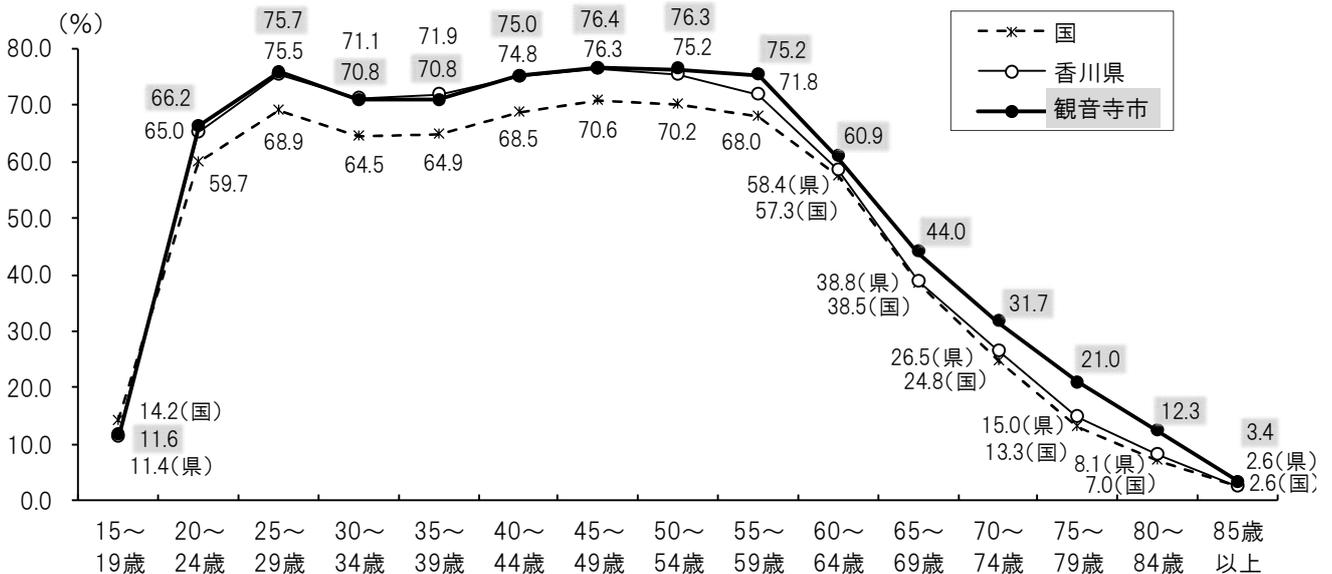
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】

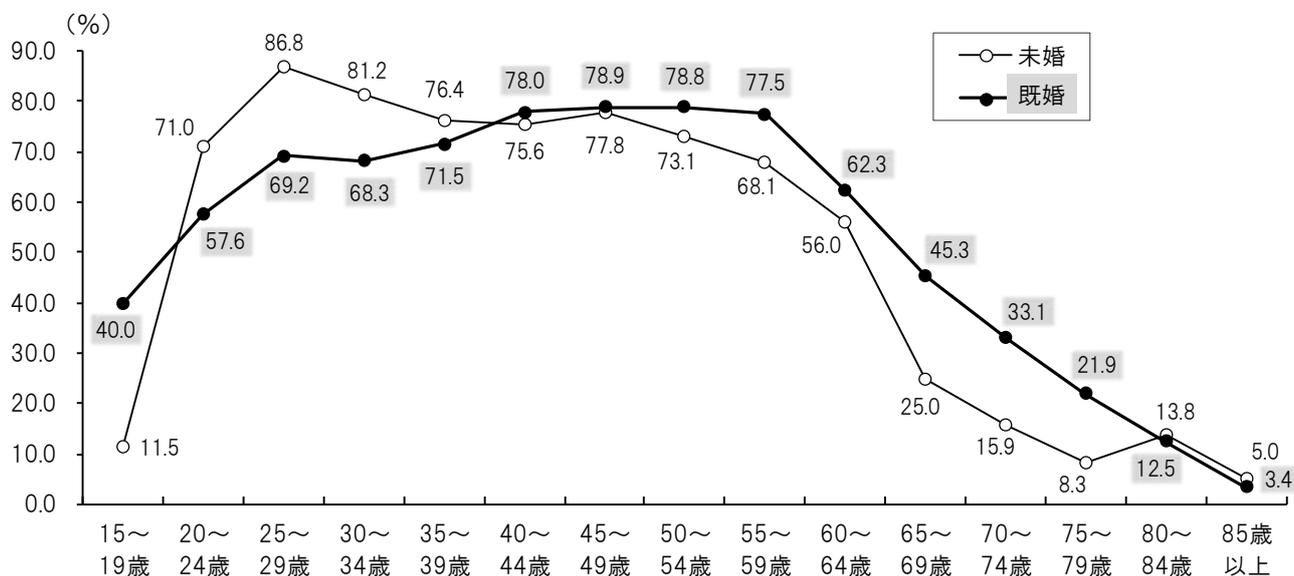


資料：国勢調査(令和2(2020)年)

※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別で見ると、20～30代では既婚者の就業率は未婚者を大きく下回っていますが、40代前半には既婚者の就業率が未婚者を上回っており、子どもが成長し、再び就業する様子が見られます。

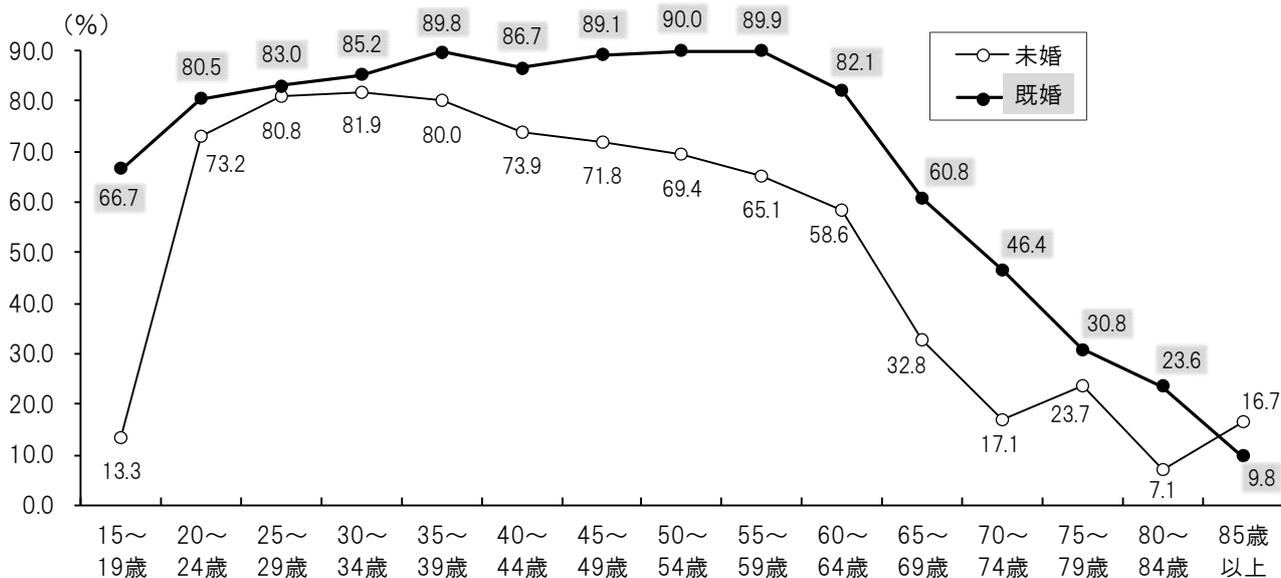
【女性の就業率（未既婚別）】



資料:国勢調査(令和2(2020)年)

男性の就業率を未既婚別で見ると、特に40代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【男性の就業率（未既婚別）】



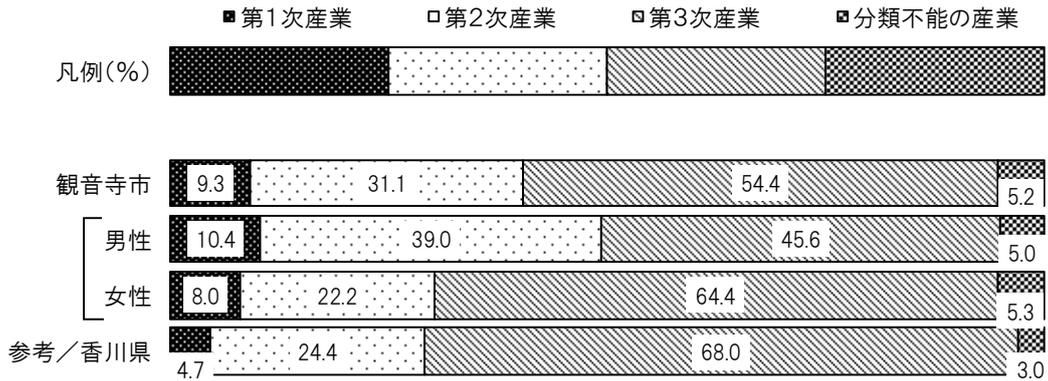
資料:国勢調査(令和2(2020)年)

3 産業別就業者構成比

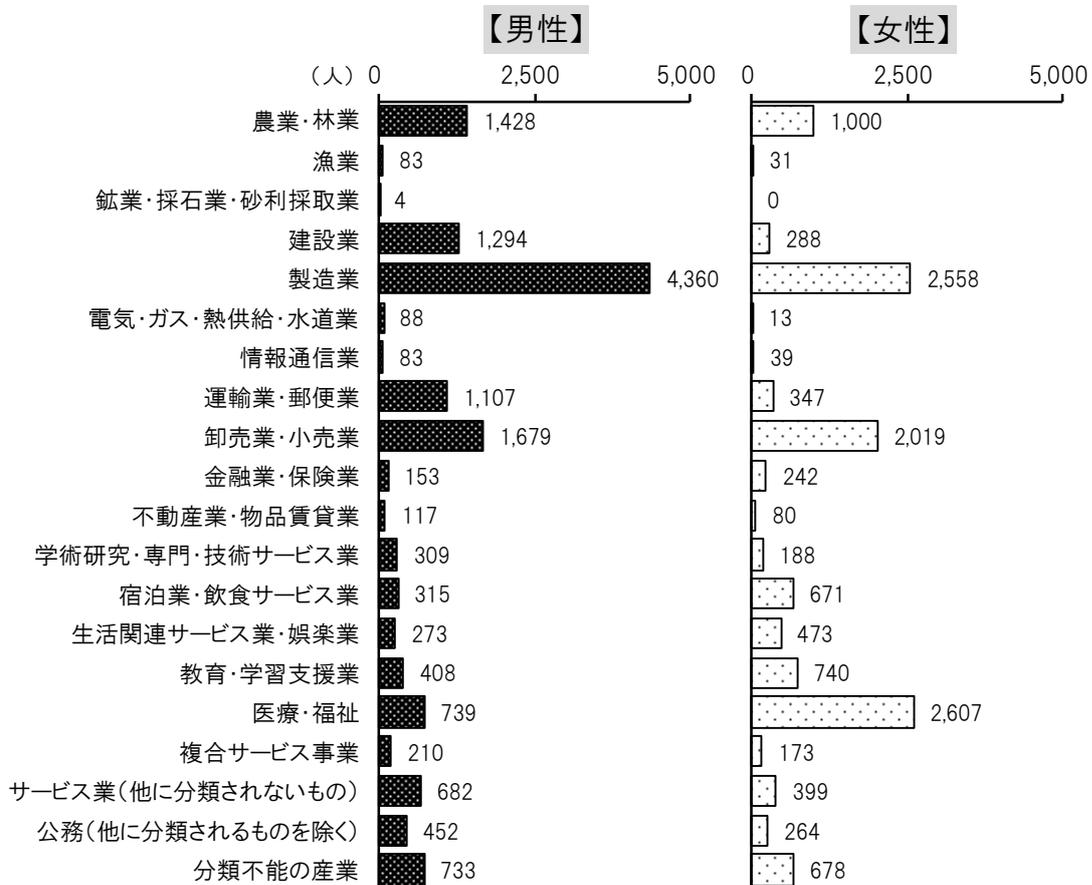
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が9.3%、第2次産業が31.1%、第3次産業が54.4%となっています。香川県全体と比べ、第1次産業及び第2次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



資料：国勢調査(令和2(2020)年)

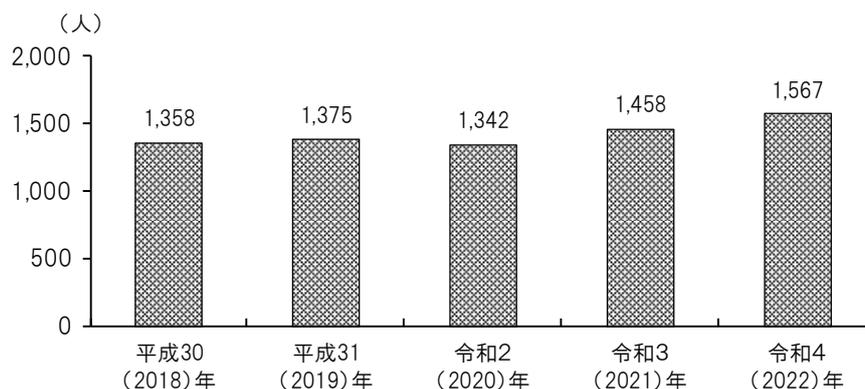
[3] 教育・保育の状況

1 教育・保育施設の入所状況

本市における就学前児童数は、減少傾向にありますが、保育所・認定こども園の申し込み者は増加傾向にあり、令和4（2022）年の入所児童数は、1,567人となっています。

令和3（2021）年から公立保育所と公立幼稚園が認定こども園に移行したため、認定こども園の児童数は大きく増加しています。

【 入所児童数の推移 】



【 保育所・認定こども園等の入所児童数 】

(単位:人)

		平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
公立	保育所	523	527	481	227	108
	認定こども園	-	-	-	393	640
私立	保育所	746	762	278	280	270
	認定こども園	51	51	546	525	523
	その他小規模等	38	35	37	33	26
合計		1,358	1,375	1,342	1,458	1,567

資料:こども未来課(各年4月1日現在)

[4] 政策・方針決定過程における女性の現状

1 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

令和4(2022)年4月現在における、本市の審議会等における女性委員の比率は21.3%、一般行政職における女性管理職の比率は4.8%と、全国や香川県の平均を下回っています。

【市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数 [※]			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
高松市	859	329	38.3	131	12	9.2
丸亀市	618	275	44.5	45	8	17.8
坂出市	363	74	20.4	46	8	17.4
善通寺市	268	74	27.6	32	4	12.5
観音寺市	497	106	21.3	42	2	4.8
さぬき市	283	98	34.6	40	6	15.0
東かがわ市	346	120	34.7	24	5	20.8
三豊市	667	171	25.6	52	10	19.2
土庄町	259	31	12.0	12	3	25.0
小豆島町	252	59	23.4	22	3	13.6
三木町	197	55	27.9	20	2	10.0
直島町	86	18	20.9	12	2	16.7
宇多津町	209	48	23.0	10	1	10.0
綾川町	220	64	29.1	14	3	21.4
琴平町	159	36	22.6	27	2	7.4
多度津町	191	50	26.2	12	3	25.0
まんのう町	150	40	26.7	14	1	7.1
香川縣市町平均	-	-	29.6	-	-	13.5
全国市区町村平均	-	-	28.0	-	-	13.7

※ 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和4(2022)年4月1日現在)

[5] 目標指標の進捗状況

No.	項目	平成 27 (2017) 年度	令和4 (2022) 年度実績	令和5 (2023) 年度目標	出典 資料
-----	----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------

【基本目標Ⅰ】人権が尊重され自分らしく生きられる意識づくり

1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	35.3%	25.8%	30.0%以下	①
2	男女共同参画に関する出前講座の実施	0回	1回	年3回	②
3	LGBTの言葉の認知度	30.4%	57.2%	50.0%以上	①
4	メディア・リテラシーの認知度の向上 ※ メディアにおける固定的役割分担や性暴力の表現について「わからない」「無回答」の回答の減少	27.9%	27.1%	20.0%以下	①

【基本目標Ⅱ】あらゆる分野で参画・活躍が進むまちづくり

5	市の審議会等に占める女性委員の比率	23.9%※1	21.3%	30.0%以上	②
6	女性委員のいない審議会等の比率	22.9%※2	36.8%	10.0%以下	②
7	市職員の女性管理職の割合	24.2%※3	26.7%	30.0%以上	③
8	市男性職員の育休取得者	0%※4	42.9%	10.0%以上	③
9	男性の育休取得者	3.0%	3.6%	13.0%以上	①
10	地域活動に参加している市民の割合	女性 44.5% 男性 53.1%	女性 65.9% 男性 67.2%	男女共に 70.0%以上	①
11	「GENKIネット」の認知度	15.1%	—※5	50.0%以上	—
12	出前講座申請団体数と受講者数	87 団体 2,375 人	83 団体 1,732 人	95 団体以上 2,600 人以上	③

【出典資料】

① 観音寺市 男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5(2023)年2月実施)

② 庁内資料(企画課)

③ 庁内資料(秘書課)

※1 平成 30(2018)年度(138/577 人)

※2 平成 30(2018)年度(11/48 会議)

※3 平成 30(2018)年度(22/91 人)

※4 平成 30(2018)年度

※5 計画期間中に解散したため指標から除外

No.	項目	平成 27 (2017) 年度	令和4 (2022) 年度実績	令和5 (2023) 年度目標	出典 資料
-----	----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------

【基本目標Ⅲ】多様な生き方・働き方のできる環境づくり

13	子育てホームヘルプサービス利用件数	219 件	— ^{※8}	—	—
14	放課後児童クラブ(学童保育)の待機者数	14 人 ^{※4}	18 人	なし ^{※6}	④
15	保育所待機児童数	28 人 ^{※4}	0人	なし ^{※7}	—
16	パパママ教室参加者数	165 人	118 人	180 人以上	⑤
17	仕事、家庭、プライベートを両立する市民の割合	男性 4.3% 女性 4.9%	男性 9.7% 女性 9.6%	男女共に 10.0%以上	①
18	64 歳以下の健康栄養相談参加者実人数	142 人	72 人	100 人以上	⑤
19	乳がん検診受診者数	2,089 人	1,854 人	2,200 人 以上	⑤
20	子宮頸がん検診受診者数	2,049 人	1,718 人	2,300 人 以上	⑤
21	特定不妊治療費助成件数	35 件	40 件	40 件以上	⑤
22	市職員の女性管理職の割合(再掲)	24.2% ^{※3}	26.7%	30.0%以上	③
23	かがわ女性キラサポ宣言企業の市内事業所数	18 事業所	32 事業所	30 事業所 以上	②
24	えるぼし認定の市内事業所数	0事業所	0事業所	2事業所 以上	②
25	家族経営協定締結農家数	80 戸	86 戸	90 戸以上	⑥

【出典資料】

- ① 観音寺市 男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5(2023)年2月実施)
- ② 庁内資料(企画課)
- ③ 庁内資料(秘書課)
- ④ 庁内資料(子育て支援課)
- ⑤ 庁内資料(健康増進課)
- ⑥ 庁内資料(農林水産課)

※1 平成 30(2018)年度(138/577 人)

※2 平成 30(2018)年度(11/48 会議)

※3 平成 30(2018)年度(22/91 人)

※4 平成 30(2018)年度

※5 計画期間中に解散したため指標から除外

※6 5月1日現在

※7 10月1日現在

※8 事業を休止

No.	項目	平成 27 (2017) 年度	令和4 (2022) 年度実績	令和5 (2023) 年度目標	出典 資料
-----	----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------

【基本目標Ⅳ】あらゆる暴力を許さない体制づくり（観音寺市DV防止基本計画）

26	セクシュアルハラスメントに対する認知度 (言葉も内容も知っている割合)	69.6%	81.9%	80.0%以上	①
27	相談しなかったDV被害者の割合	51.6%	34.3%	20.0%以下	①

【出典資料】

① 観音寺市 男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5(2023)年2月実施)

② 庁内資料(企画課)

③ 庁内資料(秘書課)

④ 庁内資料(子育て支援課)

⑤ 庁内資料(健康増進課)

⑥ 庁内資料(農林水産課)

※1 平成 30(2018)年度(138/577 人)

※2 平成 30(2018)年度(11/48 会議)

※3 平成 30(2018)年度(22/91 人)

※4 平成 30(2018)年度

※5 計画期間中に解散したため指標から除外

※6 5月1日現在

※7 10月1日現在

※8 事業を休止

第4章 アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題

[1] 人権意識の啓発について

市民アンケート調査結果より

- メディアにおける表現について「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」への回答がおおよそ4人に1人の割合で上位に回答されています。5年前の調査と比べて「男性のイメージや女性のイメージについて偏った表現をしている」への回答が増加しています。
- L G B T Q（性的少数者）の認知率は「内容まで知っている」が約6割を占め、5年前の調査と比べて大きく増加しています。特に男女共に若い年齢層ほど認知率は高い傾向にあります。
- 性的指向などに悩んだ経験について「悩んだことがある」人は、性別では男性に多く、年齢別では、女性の若い年齢層で多くみられます。
- 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の認知率は約半数となっています。「知らなかった」割合は、性別では男性が女性を大きく上回り、年齢別では男性の若い年齢層ほど多くみられます。
- 男女共同参画の推進に市が力を入れるべきことについて「L G B T Q（性的少数者）など、多様な性に対する理解を促進する」は、4人に1人が回答しています。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）※

- 市の人権課が作っているリーフレットをもっと有効に活用してほしい。人権教室は学校だけでなく、自治会活動に取り入れることができるのではないかな。

【今後の課題】

- 市の広報紙やホームページ、刊行物等を作成する際、男女共同参画の視点に立った表現を促進することが必要です。市民のみならず、職員に向けた研修等を通じた啓発活動や理解の促進も必要です。
- 多様な性に対する理解の促進は、市が力を入れるべき取組として上位に回答されています。「L G B T Q（性的少数者）」や「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」などについて、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市の広報紙やホームページをはじめ、生涯学習の場の活用などにより、幅広い年齢層に対して周知活動を充実し、社会的背景なども含めてより正しい理解を促進する必要があります。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。（以下同様）

[2] 男女共同参画の意識づくりについて

市民アンケート調査結果より

- 「男は仕事、女は家庭」という考えは、5年前の調査と比べて「そう思わない」が大きく増加し、7割程度が否定的な意識を持っているものの、男性は年齢が上がるほど肯定的に考える人が多くなっています。
- 「アンコンシャスバイアス」という言葉の認知率は2割程度で、そのうち「内容まで知っている」割合は6.1%と僅かです。
- 男女の平等意識は、全ての分野において「男性優遇」意識が「女性優遇」意識の割合を上回っており、5年前の調査と比べて、特に「政治の場」や「社会通念や慣習・しきたり」で「男性優遇」意識が大きく増加しています。
- 男女共同参画の推進に市が力を入れるべきことについては「男女の平等と相互理解について広報・啓発活動を行う」が上位に回答され、4人に1人が回答しています。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）

- 家庭における男女共同参画を推進しないと、女性の社会活動を阻害し、男性の育児機会の喪失につながる。家族で分担し合う意識づくりが必要である。
- 世代により考え方の差が大きいと感ずます。より若い世代への教育、啓発活動が重要なことだと思ひます。

【 今後の課題 】

- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や「政治の場」「社会通念や慣習・しきたり」における男性優遇意識は依然として根強いことがうかがえます。しかし、男性優遇意識の増加は、市民における男女共同参画意識の浸透によって、より厳しく判断していることも要因の一つと考えることができます。男女共同参画に関する継続的な啓発活動の取組が必要です。
-

[3] 男女共同参画に関する教育・学習の推進について

市民アンケート調査結果より

- 男女共同参画の推進に市が力を入れるべきこととして「学校教育や社会教育の場で男女共同参画についての教育を充実する」が最も多く回答されています。
- 県や市が開催する男女共同参画に関するセミナーやイベント、講座等への参加意向については「ぜひ参加したい」は僅かで、約6割※が「参加したくない」と回答しています。また男性は女性に比べ「参加したくない」の割合が高くなっています。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）

- 男女が平等に社会で活躍するためにはどのようにすればよいのかを、教育を通して考えてほしい。具体的な例を挙げながら、女性も教育を受け、社会で長く仕事をしていく（パートではなく）ために家庭でできることを考えるような教育をしてほしい。
- 大人になってから考え方を变えるのは難しいので、幼い頃から男女共同参画への考え方、自分はどう思うかを考える場や教育を行う。
- 子どもたちは大人を見て育ちます。子どもたちが勉強するだけでなく、大人も気持ちを变える必要があると思います。

【 今後の課題 】

- 児童・生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に発揮できるよう、保育所や学校等において性別にかかわらずお互いを尊重する意識の醸成を促進する必要があります。そのため、男女共同参画に関する教育の推進をはじめ、一人一人の個性や能力に応じた、性別にとらわれない進路指導等を図ることが必要です。
 - 生涯学習の場を活用した、世代の関心事に応じた講座やセミナーの開催をはじめ、参加を促進するための、効果的な周知が必要です。
-

※ 「あまり参加したいとは思わない」と「参加したくない」の合計値

[4] 政策・方針決定過程への女性の参画拡大について

市民アンケート調査結果より

- 「政治の場」における男女の平等意識は、5年前の調査と比べて「男性の方が非常に優遇されている」が増加しています。
- 管理職への希望については、約半数が「なりたくない」と回答し、特に女性は男性に比べて「なりたくない」の割合が高く6割近くを占めています。
- 管理職に対するイメージについて、女性は「仕事と家庭の両立が困難になる」が男性を大きく上回っています。
- 女性の管理職を増やすときに障害になることとして「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」「長時間労働の改善が十分ではないこと」「男性優位の組織運営になっていること」などが上位に回答されています。

事業所アンケート調査結果より

- 今回の調査対象事業所における女性管理職の人数は、男性が1事業所当たり平均9.6人であるのに対して、女性は2.2人と大きな差がみられます。また、管理職に占める女性の割合が「0%」の事業所は4割近くとなっています。
- 女性を管理職に登用する際の課題としては「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」「管理能力の面で適任者が少ない」「家庭があるので、責任ある仕事に就けられない」などが上位に回答されています。
- ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所では「応募や採用等における性別による格差をなくす」といった取組をはじめ「性別にかかわらず教育や研修を実施する」ことなどが上位に回答されています。一方で「取り組む予定はない」と回答した事業所は、女性管理職がない事業所で多くみられます。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）

- 女性管理職の登用は、積極的に進める必要があると思います。また政策・方針決定は管理職だけで行うのではなく、広く意見を求めることを希望します。
- 男女を問わず、適材適所でよいと考えます。

【 今後の課題 】

- 女性が管理職への登用を希望しない理由は、仕事と家庭の両立の困難さにあること、また、女性の管理職を増やすときの障害として「家庭内の相互の協力」や「保育・介護などの公的サービス」が上位に回答されているといったことから、事業所に対して、仕事と家庭の両立に向けた取組を継続的に促進していくことが必要です。そのためには、市内の事業所に対する情報提供の充実をはじめ、職場において活躍を望む女性を阻む様々な要因の排除に向けた啓発活動が必要です。また、自身に合った働き方を選択できるよう、キャリア形成を支援する情報提供の充実等が必要です。
 - 事業所等におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組は、女性管理職の有無や事業形態、従業員規模によって差があることから、更なる浸透を図る取組をはじめ、女性の活躍の促進に向け意識改革の促進が必要です。
-

[5] 職場における男女共同参画の推進について

市民アンケート調査結果より

- 職場における男女間の格差については「賃金の面で男女に差がある」を筆頭に「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」「昇進や昇格の面で男女に差がある」などが上位に回答されています。
- 男女間の格差について、男性は女性に比べ「改善すべき点はあるが、ある程度納得している」の割合が高く、女性は特に29歳以下の若い年齢層で「不満であり、改善すべきである」の割合が男性を大きく上回っています。また、女性の30代では「男女間に格差があるのは仕方ないことである」の割合が高いことが目立っています。
- 性別にかかわらず働きやすい社会環境をつくるために必要なこととして「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」を筆頭に「育児休業や介護休業を誰もが利用しやすくする」「保育や介護サービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」などが上位に回答されています。
- 男女共同参画の推進に市が力を入れるべきこととして「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりの充実を働きかける」が上位に回答されています。

事業所アンケート調査結果より

- 性別にかかわらず、誰もが働きやすい社会環境をつくるために必要なこととして「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」を筆頭に「採用や待遇における男女の格差をなくすこと」「時間外労働の制限や勤務時間を短縮すること」が上位に回答されています。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）

- 就労に関しては、能力に応じた待遇と役職が求められると思います。
- ハラスメントについては、職場、団体において、管理職や経営者を含めた勉強会や講習が必要だと思います。

【今後の課題】

- 「働き方改革関連法[※]」の周知をはじめ、同法に基づく長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境の整備の促進を図る必要があります。
 - 誰もが働きやすい社会環境をつくるために、性別にかかわらず家事等に協力して取り組めるよう、夫婦での話し合いの機会を多く持つことへの啓発をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、その際の代替要員の確保の検討、残業や労働時間の短縮など「働き方改革」のより一層の推進が必要です。
-

※ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成三十年政令第二百五十一号)

[6] 仕事と家事・育児・介護等の両立について

市民アンケート調査結果より

- 共働き世帯は6割を超え、年齢別では29歳以下でほかの年齢層を大きく上回っています。また、男性は女性に比べ過半数が「勤め人（常勤）」であり、女性は「勤め人（非常勤：パート・アルバイトなど）」「家事専業（主婦・主夫）」の割合が男性を大きく上回っています。
- 家庭内の仕事の分担状況としては、女性は日常の家事や家計の管理をしている割合が男性を大きく上回り、1日のうち家事に費やす時間も男性を大きく上回っています。育児についても同様な傾向を示しています。
- 育児休業の取得率は、男性3.6%、女性18.7%、介護休業は男女共に数パーセントと低く、5年前の調査と比べても、大きな変化はみられません。
- 男女共同参画の推進に市が力を入れるべきこととして「高齢者や障がいのある人への支援を充実する」「子育て支援サービスを充実する」が上位に回答されています。

事業所アンケート調査結果より

- 育児休業や介護休業を定着させる上での課題としては、休業期間中の代替要員の確保をはじめ、周りの人の業務負担、復職後の代替要員の処遇などが多く回答されています。
- 職場において行政に期待する取組として「子育てや介護に関する公的サービスの充実」が6割を超え突出しています。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）

- 育児休業が取りやすい職場環境の整備
- 時短勤務制度の拡充

【今後の課題】

-
- 家事や育児、介護は、主に女性が担っており、特に育児の負担が大きくなっています。多様な働き方や暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発するとともに、男性の家事、育児等への参画を促進する講座や教室の開催、子育てや介護サービスの充実など、社会全体としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。
 - 男性が家事や育児等に積極的に参加していくために、育児休業や介護休業の取得を促進するとともに、職場の理解を深められるよう、市内の事業所等を対象とした啓発活動の推進が必要です。
-

[7] 地域社会における男女共同参画の推進について

市民アンケート調査結果より

- 地域活動の場における男女の平等意識は、5年前の調査と比べてやや増加しています。
- 地域活動については約7割の市民が参加していますが、男女共に若い年齢層ほど「参加していない」割合が高く、特に女性の29歳以下では約8割が参加していません。参加していない理由として「参加するきっかけがない」が最も高くなっています。
- 性別にかかわらず、誰もが地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては「男女が共に参画し協力し合える内容にする」を筆頭に「接待や後片付け等を女性の役割としない」「活動する上で必要な情報を提供する」が上位に回答され、特に女性は「接待や後片付け等を女性の役割としない」が男性を大きく上回っています。
- 地域の防災（災害対応）において強化すべき取組については「日頃から防災訓練や防災知識の習得の場などに男女が共に参加しやすくする」を筆頭に「多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する」「災害時に女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に配慮する」が上位に回答されています。特に女性は「多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する」「災害時に女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に配慮する」が男性を大きく上回っています。

関係団体調査結果より（回答結果の抜粋）

- 女性防災士等リーダーを育成する。
- 女性の視点から見た防災グッズ等を考える。
- 地域、防災活動については、参加する機会がない、仕方が分からない、家族の協力や理解がない、仕事、家事一般と多忙のため時間的余裕がない等の問題があると思います。余裕のある方が上記活動への興味を持ち、参加を促すような努力が必要かと思います。
- いろいろな年代、性別、職種の方が防災活動、避難所運営を学び作っていくことで、偏った運営になりにくくなると思います。

【今後の課題】

-
- 若い世代が地域活動にあまり参加していない現状があります。地域活動に関する情報を世代に応じた多様な伝達手段を活用して分かりやすく発信するとともに、それぞれの世代に応じた、興味ある活動の提案や住民同士による声掛けの促進など「参加へのきっかけづくり」を検討し、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を促進していくことが必要です。
 - 災害発生時の対応については、性別にかかわらず誰もが参加しやすい防災訓練の場づくりや高齢者、障がいのある人、外国人等多様性に配慮した取組が求められています。性別や年齢にかかわらず、地域で日頃から災害発生時の対応を話し合い、地域と行政や関係機関が連携した助け合いや支え合い活動を促進する取組が必要です。
-

[8] あらゆる暴力を許さない体制づくりについて

市民アンケート調査結果より

- 各種ハラスメントの経験について、被害を受けたことがある割合が高い順に「パワーハラスメント」(23.9%)、「セクシュアルハラスメント」(9.6%)、「マタニティハラスメント」(3.5%)の順となっています。パワーハラスメントについては、特に女性、また男女共に30代で被害を受けたことがある割合が高くなっています。セクシュアルハラスメントについては、特に女性の40代で被害を受けたことがある割合が男性を大きく上回っています。マタニティハラスメントについては、女性の30代に被害を受けた人が多くみられます。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)については、性別では、女性で被害を受けたことがある割合が高く、特に女性の40~50代で高くなっています。
- DVの被害について「誰(どこ)にも相談しなかった」割合は、5年前の調査結果と比べて大きく減少したものの、約3人に1人と少なくありません。一方で、市の子育て支援課や弁護士会等の民間機関をはじめとする専門機関に相談した人は、それぞれ1割未満と低い状況です。
- DV防止や被害者支援として必要な取組について、特に女性は「被害者が援助を求めやすくするための情報を提供する」「被害者が自立して生活できるよう支援する」などで男性の回答を大きく上回っています。

事業所アンケート調査結果より

- ハラスメントについて「問題になったことがある」と回答した事業所は、およそ4社に1社の割合となっています。特に単独の事業所、従業員50人以上、女性管理職が「いる」事業所で、その割合は高くなっています。
- ハラスメント防止のための取組については「就業規則や社内規程などでハラスメント禁止を規定している」「社内(社外)に相談窓口を設置している」を筆頭に「社内啓発のための研修などを開催している」が上位に回答されています。また、従業員規模が小さい事業所では防止対策に取り組めていない状況です。

関係団体調査結果より(回答結果の抜粋)

- 対面での相談は難しい。また他人に知られることが恥ずかしいという意識が強い。

【 今後の課題 】

- 各種ハラスメントの根絶に向け、どのような言動が該当するのかなど、認知の拡大に向けた啓発活動の充実が必要です。
 - 市内の事業所等を中心に、各種ハラスメントの防止に向けた講座や研修等への参加促進、相談窓口の周知に向けた取組の充実が必要です。
 - あらゆる暴力の根絶に向けて、DV防止に向けた啓発をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
 - 専門機関に相談した人が少ないことから、相談先としての認知を拡大するとともに、気軽に相談でき支援につながるといった、支援の在り方を検討していく必要があります。
 - 被害者の家族や子どもを保護する体制の充実等、より迅速に対応できるよう県等の関係機関との連携の強化が必要です。
-

第5章 本計画の基本的な考え方

[1] 基本理念と基本目標

1 基本理念

現行計画では、基本理念を「だれもがともに認め合い、ともに支え合うまちへ」と定めるとともに「人権が尊重され自分らしく生きられる意識づくり」をはじめとする4つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第2次観音寺市総合振興計画 後期基本計画」では、基本理念を「“こころ”の継承と創造～ ささえる つなぐ のぼす ～」と定め、基本目標4「豊かな学びと文化を育むまち」に人権施策を位置付け、基本目標7「持続可能なまちづくりのための体制づくり」に男女共同参画の施策を位置付けています。

これは、多様性を認め合う社会の形成により、全ての人権が守られ、自分らしく暮らせるまちづくりを目指すとともに、男女が共に支え合う安全、安心な暮らしの実現に向けて誰もが自覚を持って社会に参画し、個性を發揮して自己実現できる社会の形成を目指して定めたものです。

現行計画における基本理念は、この「第2次観音寺市総合振興計画 後期基本計画」における考え方と整合性を保っていることから、本計画においても、現行計画における基本理念を継続し、性別にかかわらず、誰もが共に認め合い、支え合いながら、個人の能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基本理念 ●

だれもがともに認め合い、
ともに支え合うまちへ

2 基本目標と基本施策

現行計画においては4つの「基本目標」を定め、様々な取組を推進してきました。

本計画における「基本目標」については、国、県の動きや本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、新たに3つの「基本目標」に集約し、それぞれに「基本施策」を位置付けることにより、個別の取組を推進します。

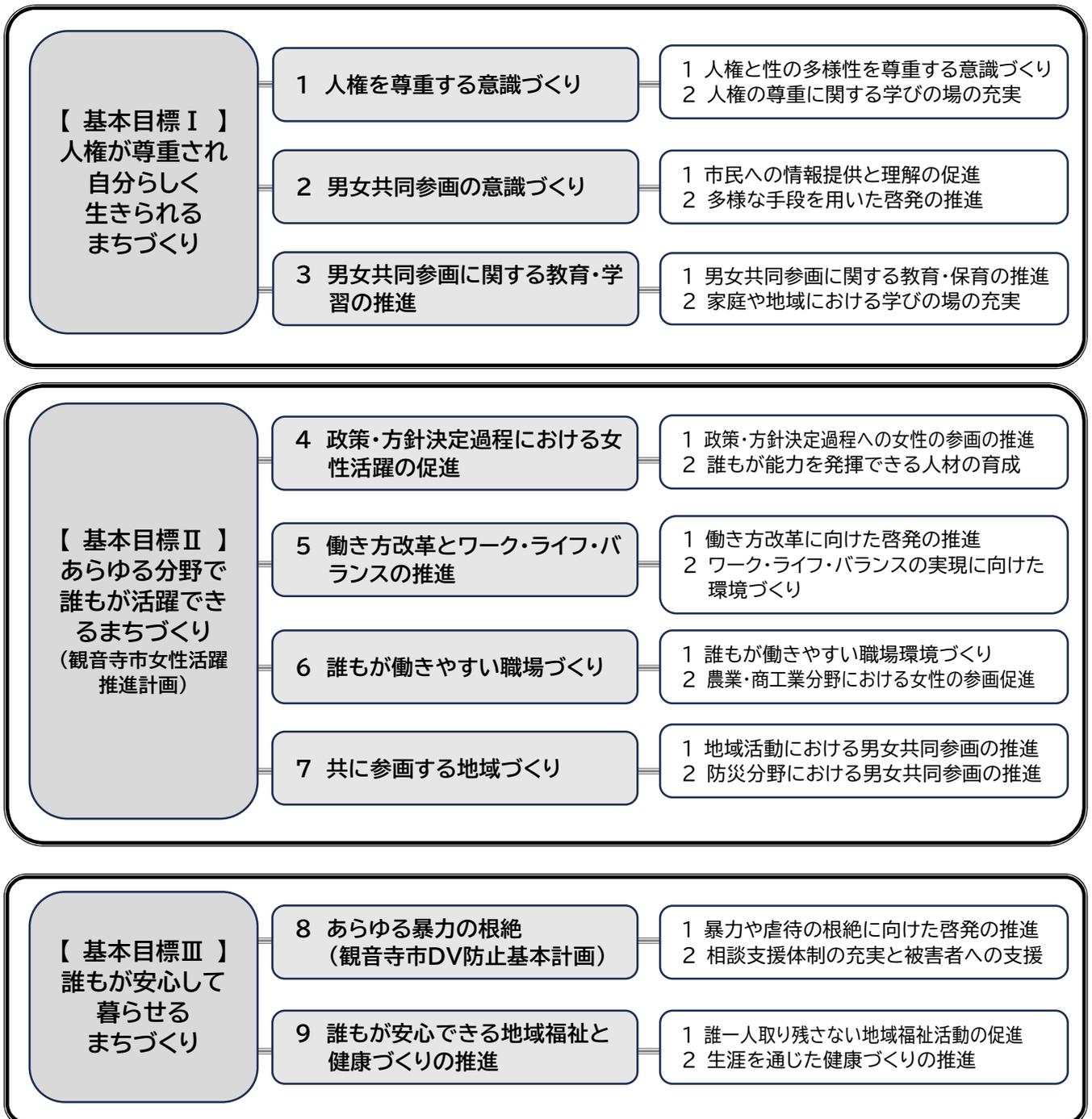
個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、本市の環境の変化に対応した取組を推進します。

[2] 計画の体系

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】



[基本目標1] 人権が尊重され自分らしく生きられるまちづくり

基本施策1 人権を尊重する意識づくり

性の多様性に関する理解の促進や性に関する正しい知識を深めるための啓発、情報提供の充実に努めるとともに、子どもの発達段階に応じて、生命の尊さや相手を思いやることの大切さを伝える学習、H I Vや性感染症予防等に関する啓発活動を推進します。

[施策の方向1] 人権と性の多様性を尊重する意識づくり

取組名	取組内容	担当課
性の多様性に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙や市のホームページ、イベント等を活用した啓発活動や研修等を通じて、人権の尊重や性の多様性についての理解の促進に努めます。 ○ 「男女共同参画週間[※]」等の期間において、性の多様性に関するちらしの配布などをはじめ、人権講演会や「LGBTQ+カフェ」等、様々な機会を活用した啓発活動の充実に努めます。 ○ 本市の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度」の周知を図ります。 ○ 「LGBTQ+カフェ」の開催を告知するポスターについて、小中学校に掲示するなど、P T A等の関係機関と連携して周知に努めます。 	人権課

※ 毎年6月23日から29日までの1週間

[施策の方向2] 人権の尊重に関する学びの場の充実

取組名	取組内容	担当課
性や命に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健康診査でのH I V抗体検査、梅毒血清反応検査を実施するとともに、妊娠届出時にH I Vや性感染症に関する資料を配布し啓発を図ります。 ○ 中学校で出前講座等を通じて、思春期教育の充実を図ります。 	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校での授業や特別活動を通じて、性に関して正しく理解するとともに、生命の尊さや人を思いやることの大切さの意義等について、理解と認識を深めるため、児童・生徒の発達段階に応じた学習を推進します。 	学校教育課
有害なメディアから青少年を守る活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年に悪影響を及ぼす社会環境の浄化を図るため、児童・生徒への声掛けによる啓発活動に努めるとともに、市内の白ポストによる有害図書等の回収について、その周知を図ります。 	教育総務課

基本施策2 男女共同参画の意識づくり

国や県等の男女共同参画に関する情報収集と市民への情報提供を充実するとともに、多様な媒体を活用した情報発信等、市民一人一人の意識の向上を図るための啓発活動を推進します。また、市が作成する刊行物等における表現についても、適切なものとなるよう留意します。

[施策の方向1] 市民への情報提供と理解の促進

取組名	取組内容	担当課
情報の収集と市民への情報提供	○ 市が作成する刊行物やインターネット等のイラストや内容について、男女共同参画の視点に基づいた適切な表現に努めるとともに、関係部署への呼び掛けを行い、全庁的な対応を図ります。	秘書課
	○ 男女共同参画や性の多様性に関連する、国や県等の公的な情報を積極的に収集し、広報紙や市のホームページを通じて周知、啓発活動に努めます。	人権課
	○ 市の公共施設へパンフレットを配置するなど、広く市民に情報を提供します。	関係各課

[施策の方向2] 多様な手段を用いた啓発の推進

取組名	取組内容	担当課
多様な手段を活用した周知、啓発の推進	○ 男女共同参画や性の多様性に関連する情報の発信に向けて、広報紙や市のホームページをはじめ、SNS等のデジタルツールをはじめ、多様な媒体を積極的に活用した周知、啓発活動に努めます。	人権課

基本施策3 男女共同参画に関する教育・学習の推進

日常生活において、子どもが自然に男女平等の意識を育むことができる環境づくりの促進をはじめ、発達段階に応じて、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。また、幅広い世代や地域での学習機会の提供や国際交流、協力の推進を図ります。

[施策の方向1] 男女共同参画に関する教育・保育の推進

取組名	取組内容	担当課
教育・保育の場における教育・学習の推進	○ 性別にとらわれない保育を実施するとともに、行事や掲示物等を活用して、保護者の啓発に努めます。	こども未来課
	○ 発達段階に応じた人権の尊重や男女の平等、性の多様性に関する理解を促進するための指導の充実を図り、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。	学校教育課

[施策の方向2] 家庭や地域における学びの場の充実

取組名	取組内容	担当課
家庭や地域における学びの場の充実	○ 家庭教育に関する情報提供等を通じて、男女が共に家事や育児に参加するなどの家庭生活における男女の共同参画の意識の向上に努めます。 ○ 公民館活動における講座等や、図書館における男女共同参画関連図書の充実などにより、利用者に男女共同参画について考える機会を提供し、意識の向上に努めます。	文化振興課

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり (観音寺市女性活躍推進計画)

基本施策4 政策・方針決定過程における女性活躍の促進

社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるよう、エンパワーメントの促進をはじめ、性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりに向けて、企業や地域団体等への広報、啓発活動の充実を図ります。また、市内のモデルとなるように市職員の女性管理職への登用の促進に努めます。

[施策の方向1] 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

取組名	取組内容	担当課
女性の職域拡大と管理職登用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市のホームページ等を活用して、企業に対する「女性活躍推進法」に基づく行動計画の策定を促進するとともに、女性活躍推進に関する情報提供の充実を図ります。 ○ ハローワークや労働基準監督署を管轄する労働局との連携を強化し、企業に対する女性の職域の拡大や雇用の体制づくりについての啓発に努めます。 	商工観光課
市職員の女性管理職への登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員の各研修機関への派遣の充実を図り、女性の人材育成やリーダーの育成に努めるとともに、女性の管理職への登用を促進します。 	秘書課

[施策の方向2] 誰もが能力を発揮できる人材の育成

取組名	取組内容	担当課
地域団体等における女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙や市のホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、地域団体等における女性の参加の促進に向けた啓発活動の充実を図ります。 ○ 県内で開催されるリーダー研修や養成講座等の情報を発信するとともに、参加の促進を図ります。 	関係各課
就労の促進に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観音寺商工会議所や観音寺市大豊商工会と連携した創業セミナーの開催をはじめ、合同就職説明会の開催など、再就職の機会を提供します。 ○ 市のホームページ等で再就職や転職に向けた支援制度の情報を提供するとともに、情報の充実を図ります。 	商工観光課

基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

働き方改革についての情報提供や広報の充実を図ります。また、男性の家庭生活への参加の促進を図るとともに、保育、介護サービスの充実を図り、働く人が健康で仕事と家庭生活を両立して生活できるよう支援します。

[施策の方向1] 働き方改革に向けた啓発の推進

取組名	取組内容	担当課
働き方改革の促進	○ 市のホームページやちらし等を活用して「かがわ働き方改革推進事業」の情報を提供するとともに、働き方改革に関連する香川県の助成制度や働き方改革推進支援センター、県内企業の事例紹介等の情報を広く市民や企業、事業所へ提供します。	商工観光課

[施策の方向2] ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

取組名	取組内容	担当課
仕事と子育ての両立支援	○ 「こんにちは赤ちゃん事業」や「利用者支援事業」等の実施により、子育てに関する情報の提供や相談支援体制の充実を図るとともに、安心して子育てができる環境をつくります。	子育て支援課
	○ 「放課後児童健全育成事業」や「観音寺ファミリー・サポート・センター事業」等の実施により、保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	
	○ 「子ども・子育て支援事業計画」の周知をはじめ、子育て支援施策や制度等について、市民に分かりやすく情報提供するとともに、利用の促進に努めます。	こども未来課
男性の家庭生活への参加促進	○ 男性料理教室を開催し、技術の習得と生活習慣病予防を図るとともに、家庭生活への参加を促進します。また、市のホームページ等を活用して、活動内容の紹介や案内を行い、より多くの市民の参加を促進します。	健康増進課

取組名	取組内容	担当課
仕事と介護の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療・介護連携推進協議会の開催を通じて、切れ目のない在宅医療・在宅介護体制の構築を推進します。 ○ 「在宅医療・介護資源情報」のWeb上での公開をはじめ、周知に努めることにより、仕事と介護の両立を支援します。 	高齢介護課
市職員の仕事と家庭生活の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内のポータルグループウェア掲示板を活用して、全職員に育児休業制度等、男性職員が取得可能な育児支援制度等の周知を図るとともに、取得を促進します。 	秘書課

基本施策6 誰もが働きやすい職場づくり

職場において、男女共同参画を促進する法律や制度の啓発活動をはじめ、相談窓口等の情報提供に努めるとともに、各種ハラスメント防止に向け、働く人と事業所への啓発活動を充実します。また、農業分野や各種団体における女性の積極的な参加を促進します。

[施策の方向1] 誰もが働きやすい職場環境づくり

取組名	取組内容	担当課
職場における男女共同参画の推進	○ 広報紙等を活用して、労働に関する相談窓口や香川県が主催する無料労働問題相談会等についての情報を提供します。	商工観光課
多様な働き方を可能にする環境の整備	○ 人事院勧告による勤勉手当の支給率の改正や地域経済の動向を参考に、市職員の職務内容に応じた適正な賃金となるよう見直しに取り組みます。	秘書課
職場におけるハラスメント防止の取組の促進	○ 市職員を対象としたハラスメント予防対策研修等を実施するとともに、未然防止に向けて、職員間での意見交換会の実施を検討します。	秘書課
	○ 広報紙や市のホームページ、ちらし等を活用して、職場等におけるハラスメント防止対策を働き掛け、働きやすい職場環境についての情報を提供するとともに、働く人と事業所への啓発活動を充実します。	商工観光課

[施策の方向2] 農業・商工業分野における女性の参画促進

取組名	取組内容	担当課
農業分野における女性の活躍推進	○ 香川県や関係機関との連携を強化し、女性認定農業者及び女性認定新規就農者数の増加を図ります。	農林水産課
	○ 市のホームページ等で家族経営協定の周知を図り、女性の農業経営への参画を促進します。また、農業者年金への加入の促進に努めます。	農業委員会
各種団体における女性の参画促進	○ 県農業改良普及センターやJAが主催する女性の担い手会、研修等への参画、土地改良区連合の理事会等を通じて、各種団体への女性の参画を促進するとともに、啓発活動を推進します。	農林水産課

基本施策7 共に参画する地域づくり

地域の各種団体の自主的な活動を支援するとともに、地域のボランティア等の養成に努めます。また、地域社会や防災分野における男女共同参画を推進するため、学習機会の提供や広報、啓発活動に努め、女性の参画を促進します。

[施策の方向1] 地域活動における男女共同参画の推進

取組名	取組内容	担当課
地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護職員初任者研修事業」「介護予防サポーター養成講座」「ボランティアグループおれんじの会全体会」「観トレマスターフォローアップ講座」等を開催し、地域のボランティア等の養成に努めます。 	高齢介護課

[施策の方向2] 防災分野における男女共同参画の推進

取組名	取組内容	担当課
防災分野での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出前講座や自主防災訓練、防災研修等の実施を通じて、災害時における男女共同参画の重要性について市民への啓発活動に努めます。 ○ 各種防災活動への女性の参画を促進するとともに、若い世代の力を防災に生かせるよう、若年層の参画を促進します。 ○ 生理用品や粉ミルク、液体ミルク、簡易トイレや簡易テント等、女性に配慮した備蓄物資等の充実を図ります。 	危機管理課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本施策8 あらゆる暴力の根絶（観音寺市DV防止基本計画）

暴力の根絶に向け、様々な機会を通じて意識啓発を行うとともに、被害者が早期に安心して相談できるように、相談窓口の周知を図ります。また、高齢者や障がいのある人への虐待の防止や早期発見、早期対応に向けて、市民への啓発に努めます。

[施策の方向1] 暴力や虐待の根絶に向けた啓発の推進

取組名	取組内容	担当課
暴力の根絶に向けた広報、啓発の推進	○ あらゆる暴力を根絶し、誰もが加害者にも被害者にもなることがないよう啓発に取り組み、広報紙や市のホームページ、ちらし等を活用して、DVに関する正しい知識の普及や相談窓口の周知に努めます。	人権課
	○ 「児童虐待防止推進月間」に合わせて、ちらしやオレンジ・パープルリボンの配布、女性相談窓口の案内等を広報紙や市のホームページに掲載するなど、周知と啓発に向けた広報を推進します。	子育て支援課
虐待の防止に向けた広報、啓発の推進	○ 高齢者や障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見、早期対応に向けて、相談窓口等でのパンフレットの配布や「障害者週間※」に合わせた啓発活動、広報紙等を活用した啓発に努めるとともに、権利擁護センターとの連携を強化します。また、出前講座についても、周知と参加の促進を図ります。	社会福祉課 高齢介護課
	○ 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、市民への啓発に努めます。	高齢介護課

※ 毎年12月3日から9日までの1週間

[施策の方向2] 相談支援体制の充実と被害者への支援

取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	○ DV被害者等が、適切に相談支援を受けることができるとともに、自立した生活が送れるよう、県子ども女性相談センターや警察等、関係機関と連携します。	子育て支援課
	○ 観音寺障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関や相談支援事業所と連携し、障がいのある人を虐待から守るとともに、速やかに擁護者等に必要な支援を行うなど、支援体制を整備します。	社会福祉課
	○ 地域包括支援センターを窓口とした高齢者虐待の相談支援を実施するとともに、早期発見及び適切な支援ができるよう、権利擁護センターとの連携に努めます。	高齢介護課
被害者への支援	○ 警察や県子ども女性相談センター、転出入先の市町村等、関係機関との連携を図り、被害者の保護や自立への支援に努めます。	子育て支援課
DVに関する相談支援体制の充実	○ 警察や県子ども女性相談センター、県西部子ども相談センター等の関係機関と連携し、情報を共有するとともに、家庭における支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

基本施策9 誰もが安心できる地域福祉と健康づくりの推進

高齢者福祉の充実をはじめ、障害のある人への自立支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等への支援など、多分野にわたる地域福祉活動の促進に努めます。また、誰もが生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、妊娠や出産等、女性の健康問題に留意しながら、ライフステージに応じた市民の心身の健康づくりを支援します。

[施策の方向1] 誰一人取り残さない地域福祉活動の促進

取組名	取組内容	担当課
生活困窮者への自立支援	○ 生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、自立に向けての包括的かつ継続的な支援を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	○ 母子・父子自立支援員による相談や情報の提供を通じて、ひとり親家庭の自立支援を推進するとともに、母子・父子自立支援に関する情報の周知や母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。	子育て支援課
	○ ひとり親家庭等の医療費を支援します。	健康増進課
	○ 「要保護・準要保護児童生徒就学援助事業」を実施し、家庭の経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を支援します。	学校教育課
高齢者・障がいのある人の自立を支えるサービスの充実	○ 関係機関と連携した相談支援体制の充実や就職ガイダンス、企業見学等を通じて、障がいのある人の就労機会の充実を図ります。	社会福祉課
	○ シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労機会の拡大に努めます。 ○ 「介護予防普及・啓発事業」を推進し、周知を図ります。 ○ 地域包括支援センターの機能を強化し、相談支援体制や情報を提供する機会を充実します。	高齢介護課

取組名	取組内容	担当課
高齢者・障がいのある人の生きがいづくり	○ ペタンク協会やゲートボール協会の活動を支援し、スポーツ大会の開催を推進するとともに、高齢者がスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会を提供します。	高齢介護課
	○ 「観音寺市障がい者スポーツ大会」をはじめ、様々なスポーツ大会やスポーツ教室を実施し、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を提供します。	社会福祉課
	○ 各地区の実情に応じた「ふれあいいいきいサロン」の開催を支援するとともに、活動の少ない地域への普及を促進するための啓発活動や新規参加者の増加に努めます。	高齢介護課
	○ 「障がい者作品展」の開催、市身体障害者協会女性部活動の推進を通じて、障がいのある人の社会活動への参画を促進します。	社会福祉課
全ての人に優しい環境づくり	○ 高齢者や障がいのある人を含む全ての市民が公共施設を円滑かつ安全に利用できるよう、市営住宅の屋内住環境の整備やバリアフリー化をはじめ、市有施設の整備に努めます。	建設課
	○ 「観音寺市都市計画マスタープラン(現行は「第2次」)に基づき「持続可能性」「定住」「コンパクトシティ」などの視点を明確にして、中心市街地のまちづくりをはじめ総合的な土地利用、利便性の高い公共交通体系の形成などを推進します。	都市整備課

[施策の方向2] 生涯を通じた健康づくりの推進

取組名	取組内容	担当課
心と体の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診等の受診を推進するとともに、事後指導が必要な対象者への健康相談の参加を促進します。 ○ 健康教育で開催している「運動教室」や「骨の教室」「歯の教室」への参加を促進するとともに、出前講座をリニューアルし、市民の心身の健康づくりを支援します。 	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「健康づくり事業」による大会やニュースポーツを用いた教室を開催するとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団の活動を支援し、市民のスポーツ活動を推進します。 	市民スポーツ課
妊娠や出産等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦とその家族を対象とした「パパママ教室」を開催し、夫婦が安心して子育てや仲間づくりができるよう支援します。 ○ 「母子保健推進事業」や「妊婦健康診査事業」「産婦健康診査事業」を通じて、地域の母子保健の向上を図ります。また、妊娠、出産を支援する人材の育成に努めます。 ○ 「母子保健推進事業」等の取組について、市民に分かりやすく情報提供を行うとともに、周知に努めます。 ○ 特定不妊治療費制度について、治療医療機関に助成制度を周知するとともに、対象となる人に対する周知に努めます。 	健康増進課
高齢者の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般介護予防事業や短期集中事業等を実施し、市民自らが身近な地域で介護予防に取り組めるよう、環境づくりに努めます。 ○ 地域で支えるボランティアの人材を確保するため、退職後の年齢層を対象としたボランティアの育成に取り組めます。 	高齢介護課

数値目標

No.	項目	現状値※1	目標値	出典
		令和5 (2023) 年度	令和10 (2028) 年度	

【基本目標1】人権が尊重され自分らしく生きられるまちづくり

1	社会全体において「男女平等」と感じる市民の割合	17.6%	30.0%	①
2	LGBTQ（性的少数者）という言葉が「内容まで知っている」市民の割合	57.2%	80.0%	①
3	アンコンシャスバイアスという言葉が「内容まで知っている」市民の割合	6.1%	30.0%	①
4	香川県や観音寺市が開催する男女共同参画に関するセミナーやイベント、講座等への参加希望者の割合	35.5%	50.0%	①
5	本市の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」が「内容まで知っている」市民の割合	19.1%	50.0%	①

【基本目標2】あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり(観音寺市女性活躍推進計画)

6	政治の場において「男女平等」と感じる市民の割合	12.4%	25.0%	①
7	市の審議会等に締める女性委員の割合	23.0%	30.0%	②
8	市職員の女性管理職の割合	6.9%	15.0%	②
9	市職員の男性の育児休業取得率	13.3%	30.0%	②
10	男性の育児休業取得率	3.6%	10.0%	①
11	市民の介護休業取得率	2.0%	10.0%	①
12	市内事業所における「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の届出数（累積）	17件	27件	②
13	職場において「男女平等」と感じる市民の割合	31.4%	50.0%	①
14	家族経営協定締結数（累積）	89件	100件	②
15	自治会長に占める女性の割合	3.1%	7.0%	②
16	自主防災組織の役職に占める女性の割合	11.4%	25.0%	②

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり

17	セクシュアルハラスメント被害について、誰か（どこか）に相談したことがある市民の割合	—※2	男性 80.0% 女性 80.0%	①
18	DV被害について、誰か（どこか）に相談したことがある市民の割合	男性 41.7% 女性 67.3%	男性 80.0% 女性 80.0%	①

※1 現状値は策定時点で確認できている時期の数値

※2 令和5（2023）年の市民アンケートで現状値を確認できる項目は未設定

【現状値の出典】

①「観音寺市 男女共同参画に関する市民アンケート調査」（令和5（2023）年2月実施） ② 庁内資料

第7章 計画の推進にあたって

[1] 計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政、市民、関係団体や関係機関が連携、協働しながら取り組むことが重要です。そのため、広報紙やホームページ等をはじめとする多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について広く周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、市民や関係団体等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

[2] 庁内推進体制の充実

男女共同参画に係る取組は、周知、啓発活動、講座や講演会の開催などのほか、学校教育や商工労働、福祉部門など、庁内の多様な事業分野と関わりがあります。本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めるとともに、庁内推進体制の充実を図ります。

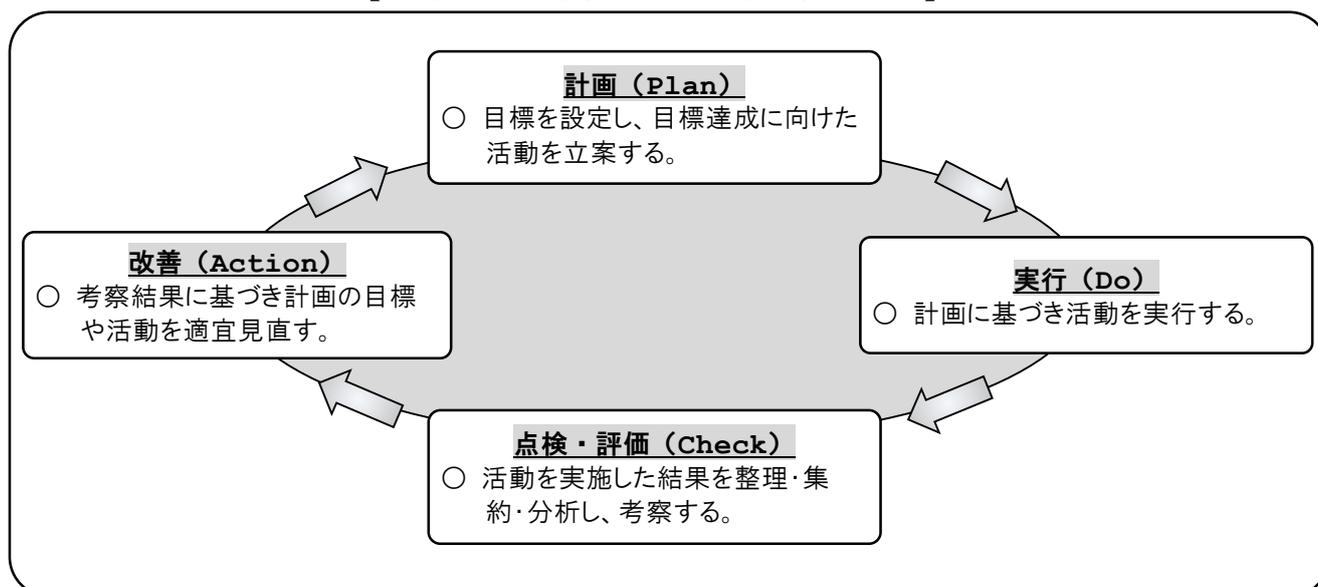
[3] 観音寺市男女共同参画推進会議の意見の反映

本計画は、有識者や関係団体の代表、公募市民等で構成する「観音寺市男女共同参画推進会議」の意見や提言を基に策定しており、その推進にあたっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

[4] 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



〔1〕 観音寺市男女共同参画推進会議規則

平成 24 年 5 月 15 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例（平成 24 年観音寺市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、観音寺市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 観音寺市男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する情報収集と調査研究に関すること。
- (3) その他、推進会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の代表者
 - (2) 公募により選出された者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総務し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議に関する庶務は、市民部人権課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による最初の推進会議は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日規則第 11 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

[2] 観音寺市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 20 年 4 月 15 日訓令第 16 号
改正 平成 22 年 3 月 26 日訓令第 2 号
同 平成 24 年 3 月 6 日訓令第 3 号
同 平成 27 年 2 月 24 日訓令第 4 号
同 平成 30 年 3 月 30 日訓令第 6 号
同 令和 2 年 3 月 10 日訓令第 7 号
同 令和 5 年 3 月 27 日訓令第 10 号
同 令和 5 年 6 月 30 日訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 観音寺市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、観音寺市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、別表第 1 に掲げる職にある者及び本部長が任命する者をもって充てる。

- 2 本部長は副市長とし、副本部長は教育長とする。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(研究会)

第 5 条 本部長は推進本部の所掌事項のうち、具体的な事項を調査研究するため、観音寺市男女共同参画推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

- 2 研究会は、会長、副会長及び研究員で組織する。
- 3 会長は、市民部人権課長補佐、副会長は健康福祉部子育て支援課長補佐及び教育部文化振興課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 4 研究員は、別表第 2 に掲げる課の職員及び公募による職員で、それぞれ所管課長の承認を受けた者をもって構成する。ただし、公募の手続きについては、本部長が別に定める。
- 5 研究員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 推進本部に関する庶務は、市民部人権課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日訓令第 2 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日訓令第 3 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 24 日訓令第 4 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 6 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日訓令第 7 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日訓令第 10 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日訓令第13号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	役職等
本部長	副市長
副本部長	教育長
本部長	政策部長
	総務部長
	市民部長
	健康福祉部長
	経済部長
	建設部長
	教育部長
	議会事務局長
	政策部企画課長
	市民部人権課長
	健康福祉部子育て支援課長
教育部文化振興課長	

別表第2（第5条関係）

区分	所属	
会長	市民部	人権課長補佐
副会長	健康福祉部	子育て支援課長補佐
	教育部	文化振興課長補佐
研究員	政策部	企画課
		ふるさと活力創生課
		秘書課
	総務部	総務課
		危機管理課
	市民部	地域支援課
		市民課
		人権課
	健康福祉部	社会福祉課
		高齢介護課
子育て支援課		
こども未来課		
健康増進課	健康増進課	
	健康増進課	
経済部	農林水産課	
	商工観光課	
建設部	都市整備課	
教育部	教育総務課	
	学校教育課	
	文化振興課	

[3] 観音寺市男女共同参画推進会議委員名簿

	氏名	職業・所属等	備考
1	石森 明子	家庭児童相談室	
2	小方 朋子	香川大学教育学部	会長
3	荻田 知歌子	かがわ男女共同参画推進員	
4	尾崎 康介	公募	
5	角崎 巧	観音寺市自治会連合会	前任
	石井 清満		
6	合田 歩	公募	
7	柴川 道明	観音寺市国際交流協会	
8	紫和 輝光	かがわ男女共同参画推進員	
9	高橋 知佳	公募	
10	林 知宏	観音寺商工会議所	
11	野田 美香	観音寺市PTA連絡協議会保護者部会	
12	三好 久恵	香川県農業協同組合 豊南地域女性部	
13	三好 真理子	観音寺人権擁護委員協議会	
14	山下 千枝	観音寺市大豊商工会	副会長
15	余傳 千鶴	かがわ男女共同参画推進員	

(五十音順・敬称略)

(任期は、令和6(2024)年3月31日まで)

[4] 策定経過

期 日	項 目	内 容
令和4（2022）年度		
2月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観音寺市 男女共同参画に関する市民アンケート調査 ○ 観音寺市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査
令和5（2023）年度		
5月	関係団体調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観音寺市 男女共同参画の推進に関する関係団体調査
6月7日（火）	第1回観音寺市男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画」推進状況（令和4年度）について ○ 男女共同参画推進会議について ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画（後期）」策定について ○ アンケート調査結果について ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画（後期）」骨子案について
7月6日（木）	第1回観音寺市男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画」進捗状況（令和4年度）について ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画（後期）」策定について ○ アンケート調査結果について ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画（後期）」骨子案について
9月21日（木）	第2回観音寺市男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観音寺市男女共同参画事業の課題について－第2次観音寺市男女共同参画計画 後期計画 施策体系の考え方－ ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画」素案について
10月3日（火）	第2回観音寺市男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観音寺市男女共同参画事業の課題について－第2次観音寺市男女共同参画計画 後期計画 施策体系の考え方－ ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画」素案について
12月6日（水）	第3回観音寺市男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画」後期計画(案)について
12月18日（月）	第3回観音寺市男女共同参画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次観音寺市男女共同参画計画」後期計画(案)について
1月4日（木） ～ 2月2日（金）	パブリックコメントの実施	

[5] 香川県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 27 日条例第 3 号
最終改正 平成 25 年 12 月 20 日条例第 62 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会におけ

る活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）

(3) 男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 8 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定

めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

(被害者の保護等)

第19条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「配偶者等」という。）からの第7条第3号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数

の10分の4未満とならないものとする。

- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。
(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成16年12月21日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第62号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

[6] 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区

域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項

について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の

団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために

必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

[7] DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和5年6月14日法律第53号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

い。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要

な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該

配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対

する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」とい

う。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の

各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等

に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用の

うち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合
---------	----------------------	----------------------

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年6月26日法律第46号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の

施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

附 則（令和5年5月19日法律第30号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(2) 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和5年6月14日法律第53号） 抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

[8] 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和 4 年法律第 12 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、

本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定

があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に

に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の

状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働

省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合す

る者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団

体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並

びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び (3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる

規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- (1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- (2) 略
- (3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。））、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法

律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

[9] 用語解説

用語	説明
【あ行】	
アンコンシャスバイアス	無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると頑固になる」といった偏った思い込みのこと。
SDGs (Sustainable Development Goals)	平成27(2015)年の国連サミットで採択された、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成される「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す「持続可能な開発目標」のこと。
LGBTQ	次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ(性的少数者)」とも呼ばれている。L(レズビアン):女性の同性愛者、G(ゲイ):男性の同性愛者、B(バイセクシュアル):両性愛者、T(トランスジェンダー):体と心の性別に違和感のある人、Q(クエスチョニング):自認する性が定まらない人などの総称
えるぼし認定制度	女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定した取組状況等が優良な企業を、厚生労働大臣が認定する制度のこと。
エンパワーメント	力(パワー)をつけること。女性が政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画の実現に重要であるという考え方のこと。
おれんじの会	高齢者の支援を行うボランティアグループで、介護予防の啓発や運動の支援、認知症予防支援、声掛け、見守りなど、グループごとに活動している。
オレンジ・パープルリボン	オレンジリボンは、子どもへの虐待を防止する運動のシンボルマークのことで、パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークのこと。
【か行】	
介護予防サポーター	介護予防の意義や知識の普及、高齢者への声掛けや見守り、市が行う介護予防事業の手伝い等を行うボランティアのこと。
かがわ女性キラサポ宣言企業	働きたい女性が安心して働き続けることができる環境づくりを通して、女性が活躍し、発展する香川をつくるための第一歩として、女性活躍推進への取組を前向きに考えている企業等が、その内容を登録するもの。
家族経営協定	農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールのこと。共同経営者として農業経営の作業分担や労働報酬、休日、家事等の作業分担についてなど、家族間の取り決めを文書化したもの。
観トレマスター	介護予防に関心を持ち、地域で活動する運動ボランティアで、体の構造などの知識やストレッチ技術、指導方法などを学ぶ講座を修了した人のこと。
コンパクトシティ	郊外に居住地域が広がるのを抑え、できるだけ生活圏を小さくした街のこと。

用語	説明
【さ行】	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。
女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。平成 27（2015）年に成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。（常時雇用する労働者 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務としている。）
性別役割分担意識	男性、女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいい、代表的なものに「男は仕事、女は家庭」という考え方がある。固定的な性別役割分担の意識は、長期的には解消される方向にはあるものの、依然として根強く残っている状況にある。
セクシュアルハラスメント	職場などで行われる、相手が望まない性的な言動のこと（性的な嫌がらせ）。相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがある。
【た行】	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 11（1999）年 6 月 23 日公布・施行された法律のこと。
DV防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成 13（2001）年 10 月に施行された。
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。
特定不妊治療費助成	不妊に悩む人へ高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精および顕微授精）の費用の一部が助成される制度のこと。令和 3（2021）年、所得制限等が撤廃され、助成額も拡充され、また、一部の事実婚も助成対象となった。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある者からふるわれる暴力のことで、次のような形態がある。身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）、精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）、経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）

用語	説明
【な行】	
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設のこと。
認定新規就農者	新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた人のこと。
認定農業者	農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成、提出し、国、県、市町村に認定された人のこと。認定後は各種補助や融資を受けることができる。
【は行】	
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	お互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力している又は協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する制度のこと。
働き方改革	働く人の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現し、成長と分配の好循環を構築し、一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指した取組のこと。
パワーハラスメント	職場などで行われる、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。業務上必要な指示や注意、指導などは、パワハラには当たらない。また、上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがある。
ペタンク	南フランスで生まれた、誰でも楽しめる球技で、目標球(ビュット)に金属製のボールを投げ合って、相手のボールより近付けることで得点を競うゲームのこと。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。
【ま行】	
マタニティハラスメント	職場などで行われる、働く女性に妊娠や出産を理由として、精神的、身体的苦痛を与える嫌がらせ行為のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更、雇い止めなども該当し、また、相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることもある。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解く能力のこと、情報を見極める能力を養うこと、また、メディアを使って表現する能力も指す。
【ら行】	
労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

第2次観音寺市男女共同参画計画
後期計画
(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

発行／令和6(2024)年3月
発行者／観音寺市 市民部 人権課
〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号
電話(0875)23-3928
メール danjyo@city.kanonji.lg.jp
